



北方町
第六次
総合計画

平成 21 年 3 月
岐阜県本巣郡北方町

第六次総合計画策定にあたって

北方町は、隣接する岐阜市はむろんのこと名古屋市への通勤圏として発展して今日に至りました。

明治22年7月に町制施行以来120年を数えて、近代都市としての景体を整えて参りました。

この間、昭和51年3月に「北方町総合計画」を策定いたしましてから「第五次総合計画」まで着実に実施してきたところであります。

このたび、今日までの経過を受け継ぎながら更に向こう8年間の行政運営の指針としての「第六次総合計画」へと前進させることになりました。

この計画は、“住民参加の草の根民主主義”をこの町に実現、定着させ、昨今いわれる世界的な不況の経済下で拡大する格差を看過するのではなく、人と人が顔を合わせ、声かけあい、励まし合って生きるなかで次の時代を担う人材を育てるという、小さな町だからこそ、実現可能なまちづくりをめざすことを目標として策定いたしました。

この計画実現のために、住民と行政が互いにパートナーとなって「小さくても、キラリと光るまち・北方町」を合い言葉に全国に発信していきたいと思っております。

本計画策定のために、町議会をはじめ計画審議会、政策審議会などのご尽力と住民意識調査、パブリックコメントなどご協力をいただきましたみなさまに深甚なる感謝の気持ちを申し上げますと共に、同計画の推進のために今後のご協力をお願いするものであります。

平成21年3月

北方町長 室戸英夫

目 次

第1部 序 論

| | |
|-------------------|---|
| I 計画策定の趣旨 | 1 |
| II 計画の性格と役割 | 2 |
| III 計画の構成と期間 | 3 |
| IV わたしたちのまち“北方”の姿 | 4 |

第2部 基本構想

| | |
|--------------|----|
| I まちづくりの基本姿勢 | 12 |
| II まちの将来像 | 14 |
| III 将来指標 | 16 |
| IV 施策の大綱 | 17 |

第3部 基本計画

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 住民と行政が協働するまちづくり | 27 |
| 第2章 快適で安全なまちづくり | 33 |
| 第3章 活力ある生活をささえるまちづくり | 58 |
| 第4章 まちの元気を生み出すまちづくり | 64 |
| 第5章 安心して健やかに暮らすことができるまちづくり | 72 |
| 第6章 こころ豊かな教育と文化の薫るまちづくり | 87 |



第1部 序 論

I 計画策定の趣旨

地方自治法では、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとされています。

これにより、北方町では昭和 51 年以降、5 次にわたって総合計画を策定して参りました。平成 13 年に策定した「北方町第 5 次総合計画」が今次 8 ヶ年の目標計画期間が終了したことに伴い、これまでの計画を更に発展させ、本町の将来を確かなものにするための指針として「北方町第 6 次総合計画（平成 21 年度～平成 28 年度）」を策定するものです。

とりわけ、「市町村合併」は、特に県内において活発な議論に発展するなど「第 5 次総合計画」策定時には想像しえなかった結果となりました。本町においても長い議論の末、二度に及ぶ住民投票の結果、「合併せず、単独路線」が選択されましたが、わが国の財政事情は極めて厳しい状況にあることから、今後の行政のあり方に大きな変化が求められることは必然であると考えられます。

現代は、経済の停滞、顕著な少子高齢化、到来する高度情報化社会など大きな転換期を迎えています。

この計画は、新しい時代の新しいまちづくりのため、これまで推進してきた施策や事業を点検、検証して本町の克服すべき課題と将来像を見定めて、未来を拓くまちづくりの指針を共有するための基礎となるものです。

II 計画の性格と役割

計画の性格

「北方町第6次総合計画」は、地方自治法に基づき、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位計画であり、まちづくりの方向性や指針を明らかにするものです。

計画の役割

この計画には、以下のような役割があります。

① 行政内部の合意形成のための基本指針

行政の運営は、この計画に記載された将来像や目標に合致した形で進められます。したがって、この計画は、行政内部の合意形成のための基本指針となります。

② 住民と町との合意形成のための基本指針

この計画は、住民と町との合意形成のための指針となるものです。したがって、この計画の策定にあたっては、「アンケート調査」「パブリックコメント」などを通じて、住民の意見を踏まえて策定しています。

③ 実効性の高い総合計画

地方分権時代にあって、自治体には、政策面、財政面をはじめとして、町政運営における自主・自立が求められています。この計画は、効率的な行財政運営のもとで、予算編成及び行政改革大綱と連携を図り、将来像の実現をめざします。

④ まちづくりにおける意思決定の集大成

この計画では、将来どのようなまちをめざしていくのかを示しています。したがって、国や県などの公共機関や、民間企業の活動等に対しては、町の施策を示すものとなります。

Ⅲ 計画の構成と期間

「北方町第6次総合計画」は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」から構成されます。

基本構想

基本構想は、長期的展望の下に北方町がめざす将来像を掲げて、まちづくりの目標を設定し、その実現のための施策の大綱を示すものです。

■計画期間 平成21年度（2009年度）～平成28年度（2016年度） 8年間

基本計画

基本計画は、「基本構想」に基づき、町の将来像を実現するために必要な施策を総合的、体系的に示したものです。状況等に変化が生じた場合、中間的な見直しや変革を加えながら、計画の達成をめざします。

■計画期間 平成21年度（2009年度）～平成28年度（2016年度） 8年間

実施計画

実施計画は、「基本計画」で示した部門別施策に基づき、財政的措置を含めて計画するものであり、実施すべき事業を明確化するものです。

計画期間は4年間とし、各年度における事業の進捗状況や、財政事情等を勘案しながら、ローリング方式で毎年度見直しを行います。

■計画期間 当該年度から4年間

IV わたしたちのまち“北方”の姿

1 北方町の概要

本町は、岐阜県の南西部、濃尾平野の北部に位置し、東に岐阜市、北西に本巣市、南に瑞穂市へと隣接しています。そして、東西 1.85 キロメートル、南北 4.2 キロメートル、面積 5.17 平方キロメートルと町全体が南北に細長くなっており、町の中には一級河川の天王川、糸貫川と普通河川の長谷川等の河川が南北に流れています。

本町は、明治 22 年の町村制の実施にともない北方町としてスタートして以来、120 年を経過しています。また、伝統にはぐくまれた歴史や文化の町として、木造聖観音立像や木造不動明王立像、円鏡寺の楼門等、貴重な文化財も多く残され、これらは、国の指定重要文化財として円鏡寺に奉納されています。これらの伝統や文化などを守りながら、土地区画整理事業及び土地改良事業により土地の形態や、生活の根幹となる都市計画道路・公園等を整備するとともに、教育や社会福祉をはじめとする住民の住環境の整備を積極的に推進したことにより、今では、人口密度が県下一となっています。

また、交通の面においては、岐阜バス 7 路線、国道 157 号、主要地方道北方・多度線、岐阜・関ヶ原線がそれぞれ岐阜市方面あるいは大垣市方面へと結ばれており、これらの交通を利用して岐阜市中心部まで 20 分以内、大垣市へ 30 分以内、名古屋市まで 60 分内外で到達することができます。このような恵まれた立地条件から、名古屋市をはじめとする中京圏の住宅都市として発展しています。そして、行政、経済、教育、文化、商業等にわたり、旧本巣郡内の拠点的な役割を果たしてきました。平成 13 年に制定された岐阜地域広域市町村圏計画においても、西部地域の拠点地として都市近郊住宅地の位置づけがされています。

今後は、さらに地域社会の中心性を高めるため、北方町としての主体性を堅持しつつ、岐阜地域広域市町村との交流を図りながら、副次的都市としての機能を担っていきます。

平成の合併により、都市と過疎地の格差が路線バスや鉄道の廃止、郵便局、医療機関の閉鎖、働く場所の不足、買い物の不便などでいっそう拍車がかかり、若い人を中心に「生活の便利さ」を求めて都市部への人の移動が始まることが想定されます。

こうした人々に、北方町を永住の地として選択してもらうためには、狭隘で資源の乏しい町にどう付加価値をつけて近隣市町との差別化を図るかに依ります。「住民参加の草の根民主主義」をこの町に根付かせて「小さくても、キラリと光る」異彩を放つ今後のまちづくりにかかっています。

2 北方町の現況

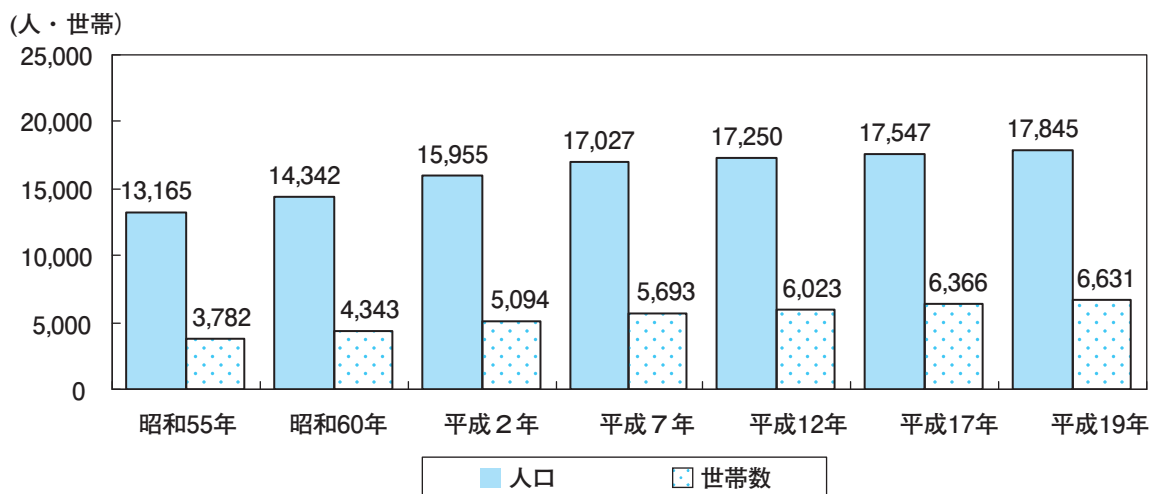
2-1 人口・世帯

(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は、平成19年10月1日では17,845人となっています。昭和55年からの人口の推移は緩やかな増加傾向を示しているものの、平成7年度以降は、微増傾向にあります。

また、本町の世帯数は、平成19年10月1日現在では6,631世帯となっており、1世帯あたりの平均人員は、昭和55年の3.5人から、平成19年には2.7人に減少しています。

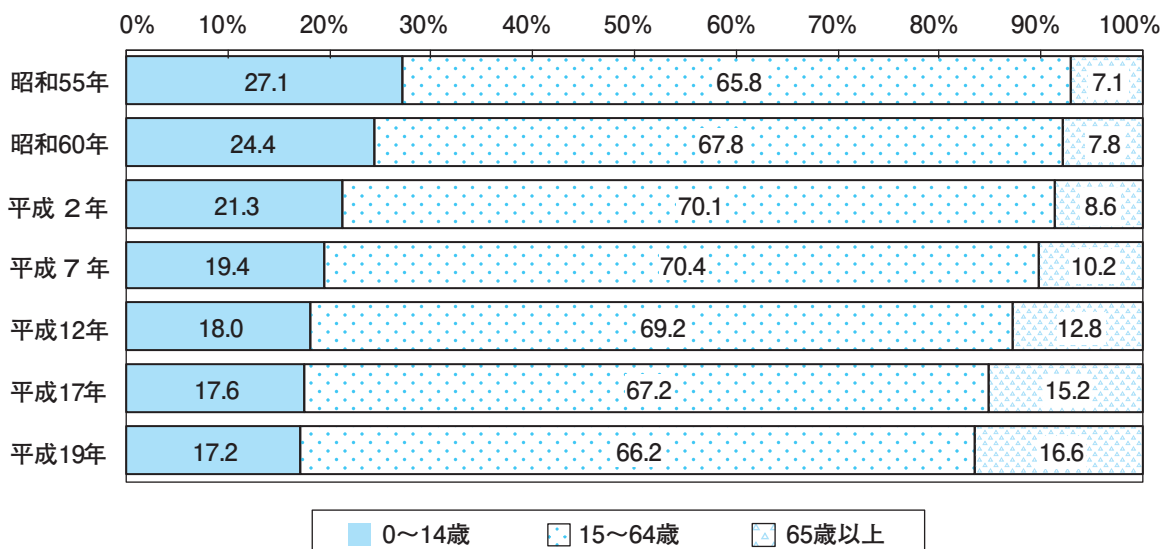
図：人口と世帯数の推移



資料：昭和55年～平成17年は国勢調査、平成19年は岐阜県人口動態統計調査（10月1日現在）

※人口動態統計調査による人口及び世帯数については、国勢調査結果を基準値として毎月の動態数を加減して算出したものですので住民基本台帳人口とは異なります。

図：年齢階層別人口構成比の推移



表：人口と世帯の推移

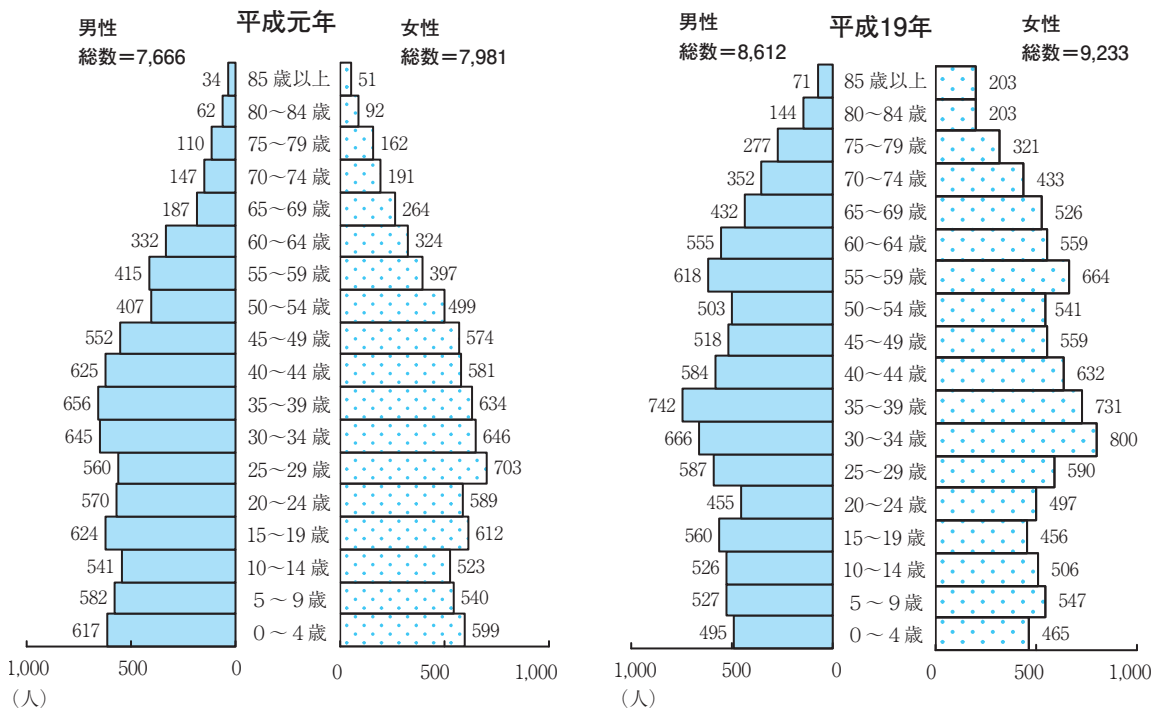
| 区 分 | 総人口 | 年齢別人口 | | | | 世帯数 (世帯) | 平均世帯人員 (人) |
|-------|--------|-----------------|------------------------|-----------------|------|-------------|---------------|
| | | 年少人口 (0～14歳) | 生産年齢 人口 (15～64歳) | 老年人口 (65歳以上) | 年齢不詳 | | |
| 昭和55年 | 13,165 | 3,572 | 8,663 | 930 | — | 3,782 | 3.5 |
| 昭和60年 | 14,342 | 3,500 | 9,719 | 1,123 | — | 4,343 | 3.3 |
| 平成2年 | 15,955 | 3,397 | 11,177 | 1,376 | 5 | 5,094 | 3.1 |
| 平成7年 | 17,027 | 3,300 | 11,981 | 1,746 | — | 5,693 | 3.0 |
| 平成12年 | 17,250 | 3,109 | 11,938 | 2,203 | — | 6,023 | 2.9 |
| 平成17年 | 17,547 | 3,079 | 11,793 | 2,675 | — | 6,366 | 2.8 |
| 平成19年 | 17,845 | 3,066 | 11,817 | 2,962 | — | 6,631 | 2.7 |

資料：昭和55年～平成17年は国勢調査、平成19年は岐阜県人口動態統計調査（10月1日現在）
 ※年齢不詳とは国勢調査時点で年齢を把握できなかった人をいいます。

(2) 年齢・性別人口

本町の人口構造を人口ピラミッド（性別年齢別人口分布）で見ると、平成元年の「釣鐘型」に近い形から、平成19年には出生数の減少によりピラミッドのすそが次第に狭まり、「ひょうたん型」に近い形になっています。

表：5歳階級年齢別男女別人口



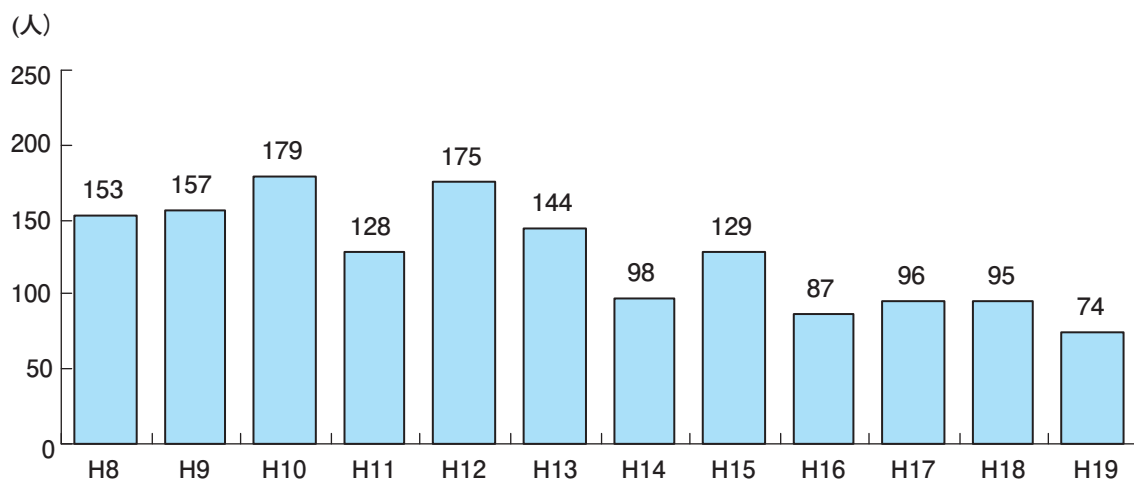
資料：岐阜県人口動態統計（10月1日現在）

2-2 人口動態

(1) 自然動態

出生数と死亡数による人口の増減をみると、いずれも出生数が死亡数を上回る自然増加が続いています。

図：自然動態（年次推移比較）



表：出生数・死亡数の推移（年次推移比較）

(人)

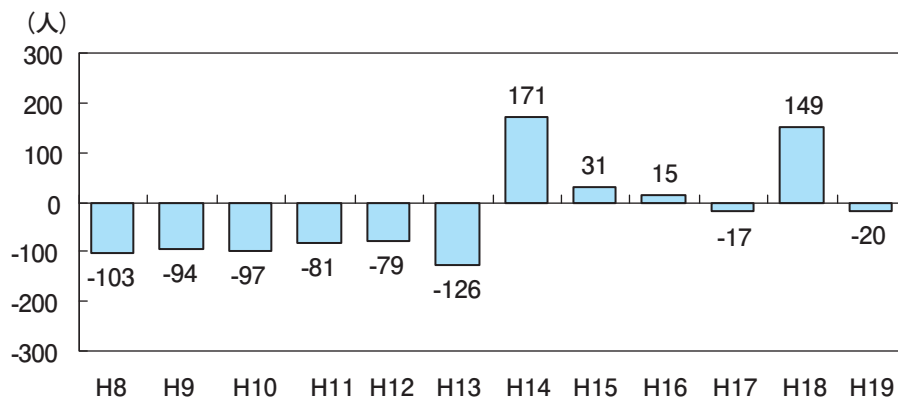
| 区分 | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 |
|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数 | 242 | 269 | 255 | 219 | 260 | 229 | 217 | 214 | 197 | 207 | 202 | 181 |
| 死亡数 | 89 | 112 | 76 | 91 | 85 | 85 | 119 | 85 | 110 | 111 | 107 | 107 |
| 増減 | 153 | 157 | 179 | 128 | 175 | 144 | 98 | 129 | 87 | 96 | 95 | 74 |

資料：岐阜県人口動態統計調査（各年10月1日現在）

(2) 社会動態

転入と転出による社会動態の増減をみると、平成13年までは、転出が転入を上回る社会減が続いていたものの、その後は転入が転出を上回る社会増の傾向を示しています。

図：社会動態（年次推移比較）



表：転入数・転出数の推移（年次推移比較）

(人)

| 区 分 | 平成 8年 | 平成 9年 | 平成 10年 | 平成 11年 | 平成 12年 | 平成 13年 | 平成 14年 | 平成 15年 | 平成 16年 | 平成 17年 | 平成 18年 | 平成 19年 |
|-----|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 転入数 | 1,033 | 1,129 | 1,041 | 1,017 | 1,125 | 1,059 | 1,288 | 1,315 | 1,272 | 1,295 | 1,324 | 1,188 |
| 転出数 | 1,136 | 1,223 | 1,138 | 1,098 | 1,204 | 1,185 | 1,117 | 1,284 | 1,257 | 1,312 | 1,175 | 1,208 |
| 増 減 | -103 | -94 | -97 | -81 | -79 | -126 | 171 | 31 | 15 | -17 | 149 | -20 |

資料：岐阜県人口動態統計調査（各年10月1日現在）

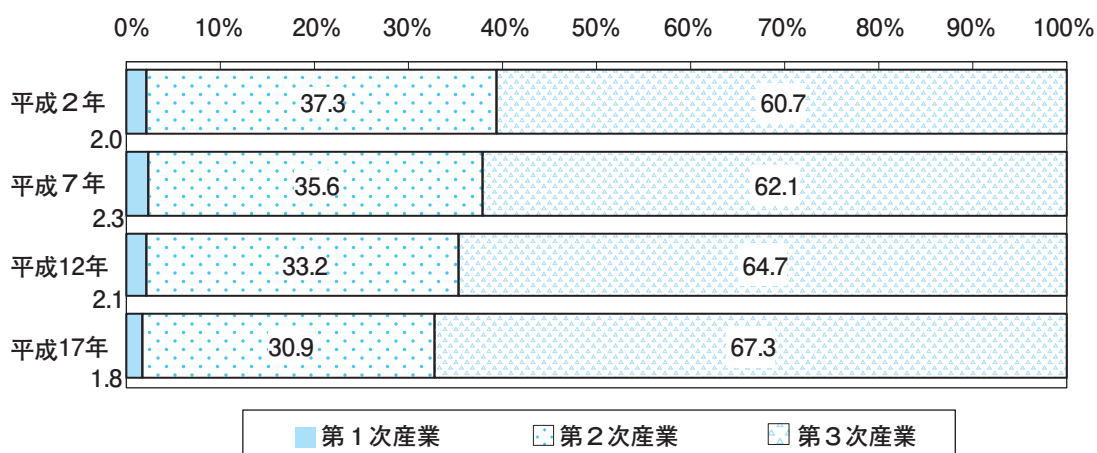
2-3 産業・経済

(1) 就業者数の推移

平成17年の本町の就業者数は8,985人となっており、第1次産業の就業者割合は1.8%、第2次産業は30.9%、第3次産業は67.3%となっています。

平成2年からの推移をみると、農林業などの第1次産業は平成2年から平成7年にかけて就業者数は増加したものの、それ以降は減少傾向にあります。また、製造業などの第2次産業についても減少傾向にあります。一方、商業やサービス業などの第3次産業については、就業者数は増加傾向にあり、平成17年には就業者全体の約7割（67.3%）を占めています。

図：産業大分類別の就業者数



資料：国勢調査

表：産業大分類別の就業者数

| 区分 | 総就業者数 | 第1次産業 | | 第2次産業 | | 第3次産業 | | 分類不能 |
|-------|-------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|------|
| | | 就業者数 (人) | 就業者割合 (%) | 就業者数 (人) | 就業者割合 (%) | 就業者数 (人) | 就業者割合 (%) | |
| 平成2年 | 7,972 | 162 | 2.0 | 2,971 | 37.3 | 4,839 | 60.7 | — |
| 平成7年 | 8,938 | 202 | 2.3 | 3,180 | 35.6 | 5,556 | 62.1 | — |
| 平成12年 | 8,935 | 189 | 2.1 | 2,967 | 33.2 | 5,774 | 64.7 | 5 |
| 平成17年 | 8,985 | 157 | 1.8 | 2,779 | 30.9 | 6,048 | 67.3 | 1 |

資料：国勢調査

(2) 産業別総生産の推移

産業別総生産の推移をみると第3次産業の占める割合が年々増加しており、平成17年では、81.1%と8割を超えています。

表：産業別総生産の推移

| 区 分 | 平成 15 年 | | 平成 16 年 | | 平成 17 年 | |
|-------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | 生産額 (百万円) | 構成比 (%) | 生産額 (百万円) | 構成比 (%) | 生産額 (百万円) | 構成比 (%) |
| 第1次産業 | 180 | 0.3 | 157 | 0.4 | 143 | 0.3 |
| 第2次産業 | 12,158 | 24.8 | 10,127 | 22.0 | 8,381 | 18.6 |
| 第3次産業 | 36,762 | 74.9 | 35,693 | 77.6 | 36,616 | 81.1 |
| 総 数 | 49,100 | 100.0 | 45,977 | 100.0 | 45,140 | 100.0 |

資料：岐阜県統計課「市町村民経済計算」



第2部 基本構想

I まちづくりの基本姿勢

次の3点を、北方町のまちづくりの基本姿勢とします。

住民参加による草の根民主主義を実現する
人と人、心と心がつながる
次代を担う人を育てる

①住民参加で草の根民主主義のまち

厳しさを増す財政状況と職員の削減などにより、自治体は従来のように住民の多様化するニーズに応えることが困難になってきています。

こうした現象は、行政の基本的な在り方の変化が進んでいることの証です。

したがって、この変化への対応が必要であることはいうまでもありません。

本町は、岐阜県内で最も面積が小さく、最も人口密度が高い町であります。

近年、基盤整備の進捗により宅地開発やアパート・マンションが増えるなど住環境が変化し、ベッドタウン化が進んで来ています。こうした町の姿から利便性による生活の豊かさを享受できる反面、近隣との関係が希薄化し、住民の町への帰属意識が薄れてきていることも否めません。

これからは「住民参加」のまちづくりを追及し、今までのような「観客民主主義」から脱却して、「参加民主主義」へと意識の転換を図ることが必要です。そして、「自分たちの町は、自分たちで良くする」という意識のもと「草の根民主主義」のまちづくりをめざしていきます。

②人と人、心と心のつながるまち

高齢化や核家族化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加する一方で地域住民相互の連帯感が薄らいできています。

住民同士が声掛け合い、励まし合って生きる「福祉の心」を培うことが重要であり、地域で福祉を総合的に推進していく体制づくりが求められています。

また、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるように、介護や支援が必要になった時のサービスを充実させるとともに、社会参加と自立を促進していく必要があります。

このように助け合う・支えあう意識をはぐくみ、地域活動を通して住民のつながりを大事にする「人と人、心と心のつながるまち」をめざしていきます。

③次代を担う人を育てるまち

生活様式の近代化によって、少子化と核家族化が進む中、女性も仕事を持ち、社会進出を果たすなど生活形態の変化は著しいものになってきています。

このような変化の中で、次代を担う子どもたちを安心して産み育てる環境をどのように創り出すかは大きな課題です。

これまでのように、住民と自治体だけが保育所などの子育て支援を背負い込むのではなく、生活様式の近代化によるプラスとマイナスを家庭はもちろん、企業も、国も、自治体も、全体として責任を持ち、合理的に負担するシステムづくりが必要です。

その上で、保育サービスの充実や子育てに関する相談体制など男女が働きながら安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図り、働き方を見直していくことが大切です。

北方に住んで子育てがしたいと思えるまちにしていくためには、子育てしやすい環境であることに加え、まちの宝である子どもたち一人ひとりの個性を大事にし、豊かな人間性をはぐくむ教育を実践していく必要があります。

また、世代間の交流を活発にし、地域・家庭・学校が連携して「次代を担う人を育てるまち」をめざします。

Ⅱ まちの将来像

わが国の財政状況は極めて厳しい状況にあり、住民の多様化するニーズに対応していくためには、従来の行政のあり方を根本から変えていく必要があります。そのため、北方町においては「住民参加の草の根民主主義」により「協働と自治」のまちづくりを推進し、活力に満ちた住民主役のまちをめざしていきます。こうした方針を踏まえ、これからのまちの将来像を「活力に満ちた住民主役のまち 北方」とします。

■まちの将来像

『活力に満ちた住民主役のまち 北方』



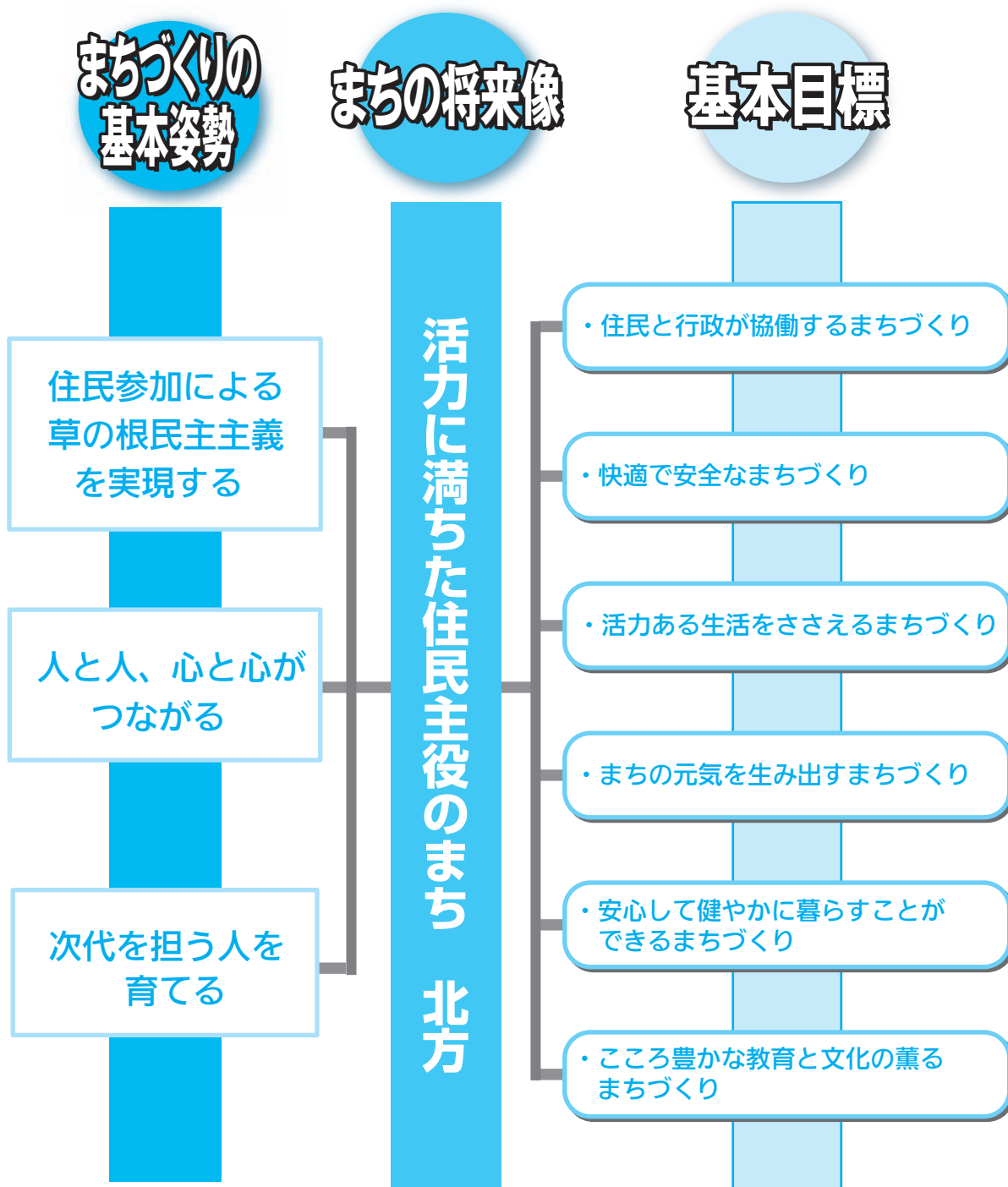
■基本目標

まちの将来像を実現するため、次のような6つの目標を設定します。

- ・住民と行政が協働するまちづくり
- ・快適で安全なまちづくり
- ・活力ある生活をささえるまちづくり
- ・まちの元気を生み出すまちづくり
- ・安心して健やかに暮らすことができるまちづくり
- ・こころ豊かな教育と文化の薫るまちづくり

■「まちづくりの基本姿勢」と「まちの将来像」の考え方

まちづくりの基本姿勢は、まちの施策全般にかかわる横断的なテーマであり、まちの将来像を実現するための基本理念と位置づけます。



III 将来指標

1 人口・世帯数

本町の人口は、平成 20 年の住民基本台帳及び外国人登録に基づく人口では 18,381 人となり、平成 7 年からの人口の推移は微増傾向を示しています。

本計画では、今後、定住人口増加に結びつく施策の実施等により、計画の目標年次である平成 28 年の目標人口を 19,500 人に設定します。

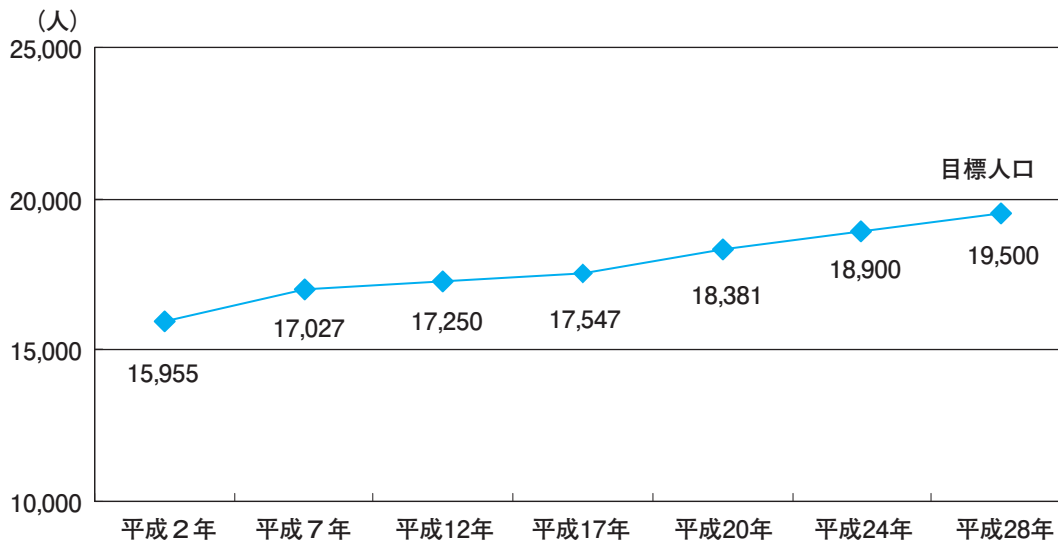
表：人口の推移

| 区 分 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 20 年 | 平成 24 年 | 平成 28 年 |
|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 15,955 | 17,027 | 17,250 | 17,547 | 18,381 | 18,900 | 19,500 |
| 0～14 歳 | 3,397 | 3,300 | 3,109 | 3,079 | 3,076 | 2,967 | 2,847 |
| 15～64 歳 | 11,177 | 11,981 | 11,938 | 11,793 | 12,144 | 12,323 | 12,519 |
| 65 歳以上 | 1,376 | 1,746 | 2,203 | 2,675 | 3,161 | 3,610 | 4,134 |

資料：平成 2 年～平成 17 年（国勢調査）、平成 20 年は住民基本台帳及び外国人登録に基づく人口（10 月 1 日現在）、平成 24 年、平成 28 年は推計値

※平成 2 年の総人口には、年齢不詳の 5 人が含まれています。

図：人口の推移



IV 施策の大綱

〈計画の体系一覧〉

| 基本目標 | 重点課題 | 施策 |
|--------------------------|-------------------|--|
| I 住民と行政が協働するまちづくり | 1 住民と行政の協働 | 1 住民参加・協働の仕組みづくり 2 住民自治活動などへの支援 |
| | 2 行財政改革の推進 | 1 効率的な行財政運営の推進 2 広域行政の取組 |
| II 快適で安全なまちづくり | 1 快適な住環境の整備 | 1 都市計画の推進 2 住宅・宅地の整備 3 公園・緑地の整備 4 上水道の整備 5 下水道の整備 6 火葬場・墓地の整備 |
| | 2 環境にやさしいまちづくりの推進 | 1 ごみの減量化・再資源化の推進 2 環境美化運動の推進 3 公害防止対策の推進 |
| | 3 安全なまちづくりの推進 | 1 防災対策の推進 2 消防・救急体制の確立 3 交通安全対策の推進 4 生活安全体制の整備 |
| III 活力ある生活をささえるまちづくり | 1 道路・交通網の整備 | 1 利便性の高い道路網の整備 2 公共交通機関の充実 |
| | 2 情報通信網の整備 | 1 地域情報化の推進 |
| IV まちの元気を生み出すまちづくり | 1 地域産業の振興 | 1 農業の振興 2 商工業の振興 3 観光の振興 |
| V 安心して健やかに暮らすことができるまちづくり | 1 福祉サービスの充実 | 1 地域福祉の展開 2 児童福祉の充実 3 高齢者福祉の充実 4 障がい者福祉の充実 |
| | 2 保健・医療の充実 | 1 保健・予防の推進 2 地域医療の充実 |
| | 3 社会保障の充実 | 1 国民健康保険事業の充実 |

| 基本目標 | 重点課題 | 施策 |
|---------------------|---------------|--|
| Ⅵ 心豊かな教育と文化の薫るまちづくり | 1 学校教育の充実 | 1 教育環境の整備 2 教育内容の充実 |
| | 2 生涯学習の推進 | 1 生涯学習体制の充実 2 スポーツ活動の支援 3 青少年の健全育成 |
| | 3 地域文化の振興 | 1 芸術・文化活動の振興 2 文化財の保存・活用 |
| | 4 国際交流の推進 | 1 国際交流の推進 |
| | 5 男女共同参画社会の形成 | 1 人権教育・啓発の推進 2 男女共同参画意識づくりの推進 |

I 住民と行政が協働するまちづくり

1 住民と行政の協働

■住民参加・協働の仕組みづくり

多くの住民参加のもとに政策審議会などの事業の充実を図り、住民と行政の協働のまちづくりを進めます。また、これからのまちを担っていく若い世代の意見を町政に反映できるよう推進します。

■住民自治活動などへの支援

自治会活動を支援し、地域の連帯感に基づく自治意識の高揚や、活動しやすい環境づくりを推進します。また、NPOやボランティアが円滑に活動を行えるように窓口や支援体制の整備をします。

2 行財政改革の推進

■効率的な行財政運営の推進

課税対象の的確な把握や公正な賦課徴収により税収の確保を図り、将来にわたる健全な財政運営をめざします。また、職員の資質や政策形成能力などの向上を図るとともに、事業の評価・見直しにより無駄のない効率的な行政運営を進めます。

■広域行政の取組

岐阜地域広域市町村計画に基づき、計画的な事業推進と課題に対する効果的な対応を図ります。また、関係機関との連携により、消防業務、廃棄物処理、介護保険等の分野での協力体制の整備を図り、広域的な共同事業に取り組んでいきます。

II 快適で安全なまちづくり

1 快適な住環境の整備

■都市計画の推進

市街化区域においては健全な都市形成を推進し、市街化調整区域においては、優良農地の保全を図るなど、それぞれが調和のとれた土地利用が機能するよう努めます。また、高屋西部地区の市街化区域への拡大については、土地区画整理事業の実現に向けて積極的に推進します。

■住宅・宅地の整備

土地区画整理事業や県営住宅の建替事業などを通じて、人口増加に伴う住宅地需要に対応するための住環境づくりに努めます。

■公園・緑地の整備

自然との調和のとれたまちづくりを進めるため、道路への植栽については、高齢者や障がいのある人等への配慮を行い、河川環境の保全については、自然環境保全型護岸の緑化整備を進めます。また、公園については、計画の段階から地域住民が積極的に参加できる体制づくりに努めます。

■上水道の整備

安全でおいしい水を供給するため適正な水質管理を行うとともに、安定的に供給できるよう水道施設の維持管理に努めます。また、大規模災害等に備えた対策を進めます。

■下水道の整備

未接続世帯に対し下水道の有効性・重要性等の広報活動を実施して接続率の向上に努めるとともに、整備率を100%とするため、未整備地域の整備計画を検討します。また、「ふれあい水センター」内の汚水処理槽の上部に多くの住民が有効利用できる施設整備を図ります。

■火葬場・墓地の整備

火葬場については、現在の利用施設が継続して利用できるよう努めます。墓地については、更地にして返還された区画について再度整備を行い、効率的な活用を図ります。

2 環境にやさしいまちづくりの推進

■ごみの減量化・再資源化の推進

循環型社会の実現のため、資源ごみの回収体制やリサイクルセンターの施設運営をより効率化するとともに、電気式生ごみ処理機等の普及によるごみ減量化を進めます。また、生ごみ処理にかかる受益者負担の導入について検討します。

■環境美化運動の推進

環境美化を図るため、ペット飼育者への飼育モラルの啓発と「町内一斉美化運動の日」の充実を図るとともに、自治会活動等における美化運動を積極的に支援します。

■公害防止対策の推進

大気や水質などの環境汚染総合調査を継続し、公害の防止と環境保全に努めます。また、特定施設の騒音・振動・悪臭対策については、公害防止協定の遵守に努め、適正な指導を行います。

3 安全なまちづくりの推進

■防災対策の推進

住民の防災意識の高揚を図るとともに、地域防災計画に基づいたさまざまな取組を進め、あらゆる災害から住民の生命、財産を守るための防災体制の強化に努めます。また、防災意識の高揚を図るため防災コミュニティセンター建設について検討します。

■消防・救急体制の確立

消防団員の確保に努め、消防団組織の育成に努めます。また、初動体制の強化のため車両更新や、さまざまな災害に対応した訓練を取り入れ、総合的な防災組織としての消防団の強化を図ります。

■交通安全対策の推進

交通安全運動や交通安全教育により意識の高揚や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全施設など道路交通環境を整備し、人と車が安全に通行できる交通環境をめざしていきます。

■生活安全体制の整備

増加する犯罪に対応するため、家庭や地域、学校、企業等が連携した日常的な防犯体制づくりを推進します。また、消費者問題に対する知識の普及と情報の提供を行い、住民に対する消費者教育を行います。

III 活力ある生活をささえるまちづくり

1 道路・交通網の整備

■利便性の高い道路網の整備

宅地造成が見込まれる加茂地区の都市計画道路の早期供用開始や交通事故危険箇所、老朽化が著しい道路施設の改修工事を進めるとともに、高齢者や障がいのある人のためのバリアフリー化を行って利便性の高い道路網の整備を進めます。

■公共交通機関の充実

住民が分かりやすく、利用しやすいバス交通とするため、拠点となるバスターミナルを設置するとともに、全路線のルートの再編について事業者に働きかけます。また、住民・事業者・行政等で組織する公共交通活性化協議会を設置し、住民にとってよりいっそう良い足となるための協議の場づくりを進めます。

2 情報通信網の整備

■地域情報化の推進

住民に便利で役立つ情報を効果的に提供していくためホームページなどを活用するとともに、IT（情報技術）に関する基礎知識を習得する機会を提供します。また、個人情報保護などのセキュリティ対策を行い、住民と行政の信頼関係の確立を図るため情報公開制度を適切に運用します。

IV まちの元気を生み出すまちづくり

1 地域産業の振興

■農業の振興

農業関係団体の代表者による水田農業推進協議会が中心となって、農業振興地域における担い手農家とJA出資の農業生産法人による土地利用集積と作業委託の受け入れ体制の確立を推進します。また、安心・安全な「売れる米づくり」と都市近郊の特長を生かした園芸作物の産地ブランドづくりを奨励します。

■商工業の振興

商業の活性化を図るため商工会が実施する各種イベントの支援を行い、販売促進に結び付けます。また、商業経営の安定化をめざし、商工会との連携を図りながら、経営技術の習得や各種調査・研究事業への支援をします。

■観光の振興

観光については、円鏡寺を代表とする町の観光資源を活用した観光プランや周辺市町の類似観光施設との連携による広域的な観光ルートの形成により、集客数の増加を図ります。

V 安心して健やかに暮らすことができるまちづくり

1 福祉サービスの充実

■地域福祉の展開

多様化するニーズに応え、福祉サービスを適切に提供するため、地域住民と一体となった地域参加型・住民参加型の活動を推進します。

■児童福祉の充実

安心して子どもを産み育てられるように社会全体で子育て家庭を応援する取組を推進します。また、子育ての相談、保護者とのふれあいの機会の充実と、保育と教育の一体的提供、通常保育、長時間・延長保育に加え、一時的に児童を預かるなどの住民ニーズに合わせた保育体制の充実に努めます。

■高齢者福祉の充実

介護サービスの計画的な拡充と合わせて、介護予防サービス体制や生活支援体制の強化、高齢者を介護している家族の支援などを図ります。また、ひとり暮らし高齢者等支援が必要な高齢者に対して在宅で自立した生活を継続するためのサービスを提供していきます。

■障がい者福祉の充実

経済的負担の軽減を図るため、補装具費、日常生活用具の給付等の障がい者の生活を支援する福祉サービスを行います。また、在宅等における福祉サービスについて、家族の方や専門諸

機関と話し合い、相談ができる体制づくりを進めていきます。

北方町地域活動支援センター「もちの木」においては生産活動の機会の提供、社会との交流の促進をさらに図っていきます。

2 保健・医療の充実

■保健・予防の推進

がん検診の機会の周知徹底により受診率向上を図り、早期発見・早期治療につなげます。また、30歳代から50歳代の若い世代から自身の健康に対する意識の向上を図り、偏った生活習慣の早期改善に努めます。また、母子保健については、多くの機会を通して保護者が安心して子育てができるように支援します。

■地域医療の充実

初期診断・治療の段階における基本的な診療の重要性を周知し、かかりつけ医・かかりつけ歯科医等の普及を進めるとともに、入院医療や高度専門医療を含めた体系的なサービスを提供できるよう広域的な病院の連携体制の充実を働きかけていきます。また、住民が利用しやすい救急医療体制づくりに努めます。

3 社会保障の充実

■国民健康保険事業の充実

かかりつけ医の奨励や重複受診の抑制など医療費の適正化について啓発し、国保財政の健全化に取り組んでいきます。また、生活習慣病予防対策として特定健康診査などの保健事業の充実を図ります。

VI ころころ豊かな教育と文化の薫るまちづくり

1 学校教育の充実

■教育環境の整備

子育て相談、就学相談、教育相談等、各種相談体制の充実を図ります。また、教育施設の更なる充実や、地域ぐるみで子どもたちの安全を確保するための見守り体制の整備に努めます。

■教育内容の充実

「北方町教育総合5ヵ年計画」に沿った特色ある幼稚園・学校教育を積極的に支援します。また、地域ぐるみで学校教育を支援する体制の整備を行います。

2 生涯学習の推進

■生涯学習体制の充実

住民の生涯学習活動を支援するため、学習機会及び学習情報の提供・充実に努めます。また、身近な地域課題の解決をめざす「社会的生活の充実のための生涯学習」によって生きがいのある豊かな暮らしをめざします。

■スポーツ活動の支援

誰もが、いつでも、年代に応じたスポーツに参加できるよう、本町にふさわしいスポーツクラブの創設を進めます。また、そのためのスポーツ施設、スポーツエリアの整備を検討します。

■青少年の健全育成

青少年が心身ともに健全に育つように、乳幼児期からの家庭の教育力向上と地域社会の支援体制の環境整備を進め、PTAや自治会などの各種団体と学校が連携・協働して健全育成のネットワークづくりを進めます。また、青少年育成町民会議を中心に、全町的な組織で健全育成事業やあいさつ運動を推進します。

3 地域文化の振興

■芸術・文化活動の振興

住民が質の高い文化や芸術に触れる機会を増やし、その振興を図ります。また、住民の手作り文化芸術活動を大切に、地域文化芸術の更なる活性化を図ります。

■文化財の保存・活用

文化財の所有者と協力してその保護、修復、活用のための適切な維持・管理に努めます。また、次の世代に伝えるために、文化財保護協会と連携し、町の歴史・文化に触れる講座等を実施します。

4 国際交流の推進

■国際交流の推進

児童生徒の国際性を養うために、学校教育を通して英語教育、英語活動の充実に努めます。そのため、英語圏ALTを活用するとともに、教職員の英語パワーアップ研修の充実に努めます。また、住民の国際感覚を高めるために開催される教室や各種行事への外国人講師の派遣を支援します。

5 男女共同参画社会の形成

■人権教育・啓発の推進

住民がお互いの人権を尊重し、支えあう社会を実現していくため、職場、学校、地域における講演会や研修会、イベントなどを支援し人権教育・啓発を推進します。また、さまざまな人

権問題に対して、安心して相談できる体制の充実を図ります。

■男女共同参画意識づくりの推進

社会のあらゆる分野で性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力が尊重される男女共同参画社会を築くため、各種イベント・研修会の開催、効果的な広報活動等の取組を進めます。



第3部 基本計画



第1章 住民と行政が 協働するまちづくり

基本目標 | 住民と行政が協働するまちづくり

重点課題 1 住民と行政の協働

施策 1 住民参加・協働の仕組みづくり

現状と課題

国が進める地方分権により市町村の果たす役割と責任が大きくなる中、権限委譲等により、町がこれまで以上の事務事業を担うこととなります。限られた人材や財源を効率的に活用するためには、これまでの行政主導から住民参加による住民主体のまちづくりへと転換し、住民が行政とともに考え公共サービスを支えていく仕組みを構築していかなければならない状況となっています。

本町は、公募の委員による政策審議会や町民対話集会など各種事業を実施し、町政に住民の声が反映できる仕組みを設けてきました。今後も、より多くの住民参加のもと、幅広い年齢層のさまざまな視点から議論し、真に必要な公共サービスについて理解を深め、まちづくりのアイデアを出し合う場を提供する必要があります。特に、町政への関心が薄い若い年代層に働きかけ、もっと将来のまちづくりに目を向けていただくことが重要です。



施策の方向

- ▶ 住民が参加する政策審議会などの各種事業の充実を図るため調査検討を重ね、これからのまちを担っていく現役層である若い世代の意見を町政に反映できるよう推進します。
- ▶ 役立つ生活情報や行政情報などに加え、住民の町政への参加状況や意見が具体的にどのように政策に反映されているかの情報提供を、広報や町ホームページなどあらゆる媒体で行い、住民との信頼関係の確立に努めます。
- ▶ 個別の重要な政策を企画もしくは実施しようとする場合は、必要に応じてパブリックコメントを実施し、まちづくりに気軽に参加・参画できる環境づくりを推進します。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|------------------------|-----|
| 住民と行政の協働事業推進 | 総務課 |
| 政策審議会事業 | |
| 住民向け予算書「わかりやすいよさん」発行事業 | |
| 町民対話集会（予算説明会）事業 | |
| ホームページを活用した情報の収集・提供 | |
| パブリックコメント事業 | |

基本目標 Ⅰ 住民と行政が協働するまちづくり

重点課題 1 住民と行政の協働

施策 2 住民自治活動などへの支援

現状と課題

都市化や、生活様式の多様化が進むにつれて、連帯意識が希薄化し、地域に対する帰属意識が低下する傾向がみられます。「隣に住んでいる人がどんな人かわからない」、「町のことには関心がない」という住民が増えてきており、地域活動が円滑に進まない場面に遭遇することが少なくありません。

本町における自治会活動は、地域によって差があり、加入世帯の減少や高齢化により、十分な活動を行えない自治会がある一方で、世帯の増加により声の行き届かない自治会もあります。

また、自治会活動に消極的な住民が増えており、自治会の運営に支障をきたすところもみられます。

今後は、自治会活動への支援とともに、自治会の枠を超えた合同活動や広い地域での活動である NPO やボランティアなどの多様な活動団体に支援をしていく必要があります。

施策の方向

- ▶ 住民が主体となって創意を生かしたまちづくりが推進できるよう、自治会の活動に対して、さまざまな情報の提供に努めます。また、地域の連帯感に基づく自治意識の高揚や、活動しやすい環境づくりにも努めます。
- ▶ コミュニティ運営にかかるマネジメント支援、活動活性化のための企画アイデア立案にかかる情報支援など、専門的支援を行います。
- ▶ NPO やボランティアが円滑に活動を行えるよう、窓口や支援体制の整備を図ります。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|----------------------|-----|
| 住民自治活動支援事業 | 総務課 |
| 自治会ふれあい活動推進事業 | |
| 担当自治会制度（職員による自治会担当化） | |
| NPO・ボランティア活動育成支援 | |

| | |
|-------------|--------------------------|
| 基本目標 | 1 住民と行政が協働するまちづくり |
| 重点課題 | 2 行財政改革の推進 |

施 策

1 効率的な行財政運営の推進

現状と課題

地方分権に伴う税源移譲により町税は増加したものの、地方交付税や補助金の削減により、安定した財源の確保が困難になってきています。将来にわたり健全な財政運営を行っていくためには、自主財源の確保が必要不可欠で、収納対策が最重要課題となっています。

また、地方分権の推進による権限委譲に伴い事務事業が増加する中、住民ニーズが複雑化・多様化し、今後期待される行政サービスはますます増大かつ高度化・多様化する傾向にあります。これらのニーズに適切に対応していくために、行政だけで行き届かない分野においては、民間やNPO、住民と協働する事業展開を進める取組が求められます。

このため、今後においては補助制度や受益と負担の適正化など、財政基盤の強化に取り組み、持続可能な財政の構築を図るとともに、本町の財政状況を的確に把握し、中長期的な視点に立って、計画的に財政運営を推進していかなければなりません。また、成果重視の考え方に立って、時代に即応した施策・事業の推進が図れるよう、職員の意識改革を図るとともに、効率的・効果的な執行体制の整備など、政策形成機能の向上に努める必要があります。



北方町役場

施策の方向

- ▶ 課税対象の的確な把握と公正な賦課徴収により税収の確保に努めます。また、収納率向上のため、組織機構の見直しや職員の資質の向上に努めます。
- ▶ 財源は重点的効率的配分を行い、受益と負担の適正化を図ります。
- ▶ 財政状況を客観的に把握するため、従来の決算分析による状況把握に加えて、バランスシートを作成し、将来に向けて安定した財政基盤の確立をめざします。
- ▶ 効率的・効果的な施策を実施するため、行政評価制度を実施し、庁内の政策形成機能の向上に努めます。

主な事業

| 事 業 名 | 担 当 課 |
|------------------|------------|
| 自主財源の確保（収納体制の強化） | 総務課 税務課 |
| 各種補助事業の見直し | |
| 人材育成推進事業 | |
| 組織・機構の見直し | |
| 行政評価事業 | |

表：歳入推移

(百万円)

| 区 分 | | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自主財源 | 町 税 | 2,032 | 2,021 | 2,047 | 2,027 | 2,240 |
| | 分担金及び負担金 | 67 | 68 | 79 | 78 | 74 |
| | 使用料及び手数料 | 59 | 57 | 57 | 61 | 60 |
| | 諸 収 入 | 207 | 282 | 230 | 255 | 245 |
| | その他(繰入金等) | 518 | 610 | 630 | 317 | 478 |
| | 計 | 2,883 | 3,038 | 3,043 | 2,738 | 3,097 |
| | 自主財源比率(%) | 49.84 | 48.50 | 53.68 | 53.21 | 58.82 |
| 依存財源 | 地方交付税 | 921 | 915 | 918 | 918 | 1,002 |
| | 国庫支出金 | 270 | 283 | 248 | 374 | 242 |
| | 県 支 出 金 | 225 | 198 | 249 | 225 | 264 |
| | 町 債 | 1,144 | 1,436 | 802 | 433 | 358 |
| | 譲与税・交付金 | 342 | 394 | 409 | 458 | 302 |
| | 計 | 2,902 | 3,226 | 2,626 | 2,408 | 2,168 |
| | 依存財源比率(%) | 50.16 | 51.50 | 46.32 | 46.79 | 41.18 |
| 歳入合計 | | 5,785 | 6,264 | 5,669 | 5,146 | 5,265 |

資料：総務課

表：財政力指数

(千円)

| 区 分 | 平成19年度 |
|---------|-----------|
| 基準財政需要額 | 2,884,452 |
| 基準財政収入額 | 1,951,115 |
| 地方交付税 | 1,001,527 |
| 普通 | 934,731 |
| 特別 | 66,796 |
| 財政力指数 | 0.68 |

資料：総務課

※財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額 / 3か年

| | |
|------|-------------------|
| 基本目標 | 1 住民と行政が協働するまちづくり |
| 重点課題 | 2 行財政改革の推進 |

施策 2 広域行政の取組

現状と課題

住民の生活圏の拡大や、これに伴う行政ニーズの多様化に効率的・効果的に対応していくため、行政体制の充実強化が求められています。町単独で解決することが困難な課題や、行政区域を越えた共通の課題に対し、関係する自治体で協力して取り組むことができるよう連携を強めるとともに、広域行政推進体制の整備・充実に努めることが必要となっています。

本町では、広域的な観点から、生活基盤の整備や住民生活の利便性の向上を図っていくため、もとす広域連合をはじめ、消防業務や廃棄物処理などを共同運営しています。今後も、広域的に取り組むことで解決を図る事例や、国の施策の見直しによる既存消防業務の枠組み等について、調査研究を行う必要があります。

施策の方向

- ▶ 広域的な行政運営の指針となる広域市町村圏計画に基づき、計画的な事業推進と課題に対する効果的な対応を図ります。また、関係機関との連携により、消防業務、廃棄物処理、介護保険等の分野での協力体制の整備を図り、広域的な共同事業に取り組んでいきます。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-----------------|-----|
| 岐阜地域広域市町村圏協議会事業 | 総務課 |
| 消防業務の広域化 | |

第2章 快適で安全な まちづくり

基本目標 II 快適で安全なまちづくり

重点課題 1 快適な住環境の整備

施 策 1 都市計画の推進

現状と課題

本町は、昭和 38 年 6 月 13 日に全町域「岐阜都市計画区域」に参画し、土地区画整理事業を根幹とした都市計画道路等の整備を推進し、岐阜圏域西部の中心的都市として発展してきました。

近年都市計画道路や幹線道路網の整備により、沿道型店舗等の進出が目覚ましく、新商業地区が盛況をなす反面、円鏡寺の歴史資源を生かしながら発展してきた既成商店街は、空き店舗がめだつ状況となっており、その活性化など総合的なまちづくりが課題となっています。

したがって、将来の北方町を形成するまちづくりは、岐阜市を中心とする岐阜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)との整合性を図るとともに、良好な住環境を有する住民の立場に立った生活性の優先、交流地域の拠点としての商業機能、優れた歴史資源など、まちの特性「住宅・商業・歴史」に十分配慮した都市基盤の形成をめざしていくことが求められています。

なお、土地権利者から市街化区域への拡大要望が高い高屋西部地区については、具体的な土地区画整理事業の着手に向けた計画案及び用途地域の一部見直し等、岐阜都市計画区域における関係市町との調整を図っていく必要があります。

また、土地区画整理事業により土地情報が整備された区域と未整備地域との整合性を図るため、地籍調査事業を実施し、土地に関する共通データの整備に取り組んでいくことが必要です。

施策の方向

- ▶ 市街化区域においては健全な都市形成を推進し、市街化調整区域においては優良農地の保全を図るなど、それぞれが調和のとれた土地利用が機能するように努めます。なお、高屋西部地区の市街化区域への拡大については、土地区画整理事業の実現に向けて積極的に推進します。
- ▶ 市街化区域内の未整備地域については、住民主体による計画的な土地利用を推進します。
- ▶ 未整備区域の正確な土地情報を整備するため、地籍調査事業に着手します。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-----------------------|-------------|
| 岐阜都市計画区域マスタープランの改定 | 都市環境 農政課 |
| 高屋西部地区の区域区分及び用途地域の見直し | |
| 地籍調査事業の推進 | |

表：土地利用区分

| 利用区分 | 面積 (ha) | | | 構成比 (%) | | |
|-------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 |
| 宅 地 | 203.4 | 215.0 | 225.5 | 39.3 | 41.6 | 43.6 |
| 農用地 | 160.8 | 149.5 | 139.1 | 31.1 | 28.9 | 26.9 |
| 山 林 | 1.1 | 0.8 | 0.7 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 池沼・原野 | 2.4 | 2.3 | 2.3 | 0.5 | 0.4 | 0.4 |
| 雑種地 | 7.6 | 7.5 | 7.6 | 1.5 | 1.5 | 1.5 |
| その他 | 141.7 | 141.9 | 141.8 | 27.4 | 27.4 | 27.4 |
| 合 計 | 517.0 | 517.0 | 517.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

*その他は、道路・河川・公園等が含まれます。

資料：税務課（各年1月1日）

表：用途地域

| 区分 | 第1種 低層 住居 専用地 域 | 第1種 中高層 住居 専用地 域 | 第2種 中高層 住居 専用地 域 | 第1種 住居 地 | 第2種 住居 地 | 近 商 地 | 隣 業 域 | 商 地 | 業 域 | 準工 業地 業 域 | 工 専 地 | 業 用 域 | 市街 化 区 域計 | 市街 化 調 整 区 域 | 合 計 |
|------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------|----------------|-------------|-------------|--------|--------|--------------------|-------------|-------------|--------------------|-----------------------------|-----|
| 面積 (ha) | 24.2 | 90.8 | 44.6 | 93.5 | 51.7 | 41.1 | 16.0 | 36.0 | 17.7 | 415.6 | 101.4 | 517.0 | | | |

資料：都市環境農政課（平成20年4月）

基本目標 II 快適で安全なまちづくり

重点課題 1 快適な住環境の整備

施策 2 住宅・宅地の整備

現状と課題

本町は、土地区画整理事業の進捗に併せた民間主体による住宅地の開発と、県営北方住宅の建設等により、良好な住環境の整備が進められてきました。

今後も、人口増加に伴う新たな住宅地の需要が高まることを見込まれるため、事業中である加茂地区の土地区画整理事業の早期完成と、高屋西部地区における土地区画整理事業の早期着手が望まれています。

なお、昭和40年代後半の建設による県営北方住宅については、老朽化による建替工事が進められていますが、県の財政的事情に伴う大幅な計画見直しが示され、住宅を撤去された跡地にかかる土地利用計画と、取り残された住宅周辺の住環境の改善が課題となっています。



県営北方住宅

施策の方向

- ▶ 人口増加に伴う住宅地需要に対応するため、実施中である加茂地区土地区画整理事業の早期完成と計画中的である高屋西部地区の事業化を積極的に推進します。
- ▶ 県営北方住宅の建替事業の促進と、住環境の改善を要望していきます。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-------------------|-------------|
| 加茂土地区画整理事業の早期完成 | 都市環境 農政課 |
| 高屋西部地区の土地区画整理事業着手 | |



加茂土地区画整理事業

表：持ち家率

| 区分 | 持家世帯数 (世帯) | 一般世帯数 (世帯) | 持家率 (%) |
|-----|---------------|---------------|------------|
| 岐阜県 | 536,400 | 699,600 | 76.7 |
| 北方町 | 3,411 | 6,366 | 53.6 |

資料：国勢調査（平成17年）

表：建築確認申請新築物件数の推移

(件)

| 区 分 | 専用住宅 | 併用住宅 | 店舗事務所 | 工 場 | その他 | 合 計 |
|---------|------|------|-------|-----|-----|-----|
| 平成 15 年 | 133 | 6 | 11 | 1 | 11 | 162 |
| 平成 16 年 | 113 | 6 | 5 | 1 | 6 | 131 |
| 平成 17 年 | 79 | 4 | 7 | 3 | 8 | 101 |
| 平成 18 年 | 103 | 6 | 12 | 0 | 7 | 128 |
| 平成 19 年 | 134 | 4 | 7 | 1 | 4 | 150 |

資料：都市環境農政課

基本目標 II 快適で安全なまちづくり

重点課題 1 快適な住環境の整備

施策 3 公園・緑地の整備

現状と課題

公園や緑地といった身近な緑地空間は、景観の形成と災害時における避難地等、多様な機能を持ち、人と自然が触れ合う重要な要素です。

本町では、これまでに土地区画整理事業に伴う都市公園や夕べが池自然公園・円鏡寺公園・百年河川公園・天王川水と緑のふれあい公園等を整備し、自然との調和のとれたまちづくりを進めてきました。

また、都市計画道路には、街路樹を植栽することにより都市景観の向上や沿道環境の保全を高めていますが、限られた道路幅員での植栽には、高齢者や障がいのある人等の通行に支障をきたしているのが現状であり、改善が求められています。

河川における緑地保全については、自然との共生をめざす河川事業を推進し、治水・利水・生態系の維持と環境にやさしい護岸整備を行う必要があります。

施策の方向

- ▶ 住民に緑の大切さや維持管理の経費の現状について理解を求め、公園整備計画の段階から地域住民自ら積極的に参加できる体制づくりに努めます。
- ▶ 幅員の狭い歩道については、高齢者や障がいのある人等の通行の安全性・快適性を確保するため、必要に応じて植栽の見直しを行います。
- ▶ 河川環境の保全については、豊かな水辺環境を創出するための自然環境保全型護岸による緑化整備に努めます。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|--------------|-------------|
| 地域住民参加の公園管理 | 都市環境 農政課 |
| 自然環境保全型護岸の整備 | |



平成公園

表：公園の状況

| 事業名 | 名 称 | 面 積 | 完成年 | |
|---------------|---------|--------------|---------------------|-------|
| 公 園 | 都 市 公 園 | 佃公園 | 1,366㎡ | 昭和45年 |
| | | 宮東公園 | 10,007㎡ | 〃 47年 |
| | | 芝原東公園 | 1,523㎡ | 〃 48年 |
| | | 条里公園 | 10,262㎡ | 〃 53年 |
| | | 馬道公園 | 2,325㎡ | 〃 55年 |
| | | 石仏公園 | 2,095㎡ | 〃 55年 |
| | | 伊勢田公園 | 2,016㎡ | 〃 56年 |
| | | 曲路公園 | 3,526㎡ | 〃 59年 |
| | | 北方中央公園 | 14,499㎡ | 〃 62年 |
| | | 小柳公園 | 2,104㎡ | 平成元年 |
| | | 柱本公園 | 2,100㎡ | 〃 2年 |
| | | 渕之上公園 | 2,100㎡ | 〃 4年 |
| | | 間長島公園 | 1,123㎡ | 〃 5年 |
| | | 平成公園 | 3,252㎡ | 〃 6年 |
| | | 八切公園 | 1,229㎡ | 〃 19年 |
| | | 仮称3号公園（加茂地区） | 1,650㎡ | 〃 18年 |
| | | 仮称1号公園（加茂地区） | 2,500㎡ | 〃 19年 |
| | | 仮称2号公園（加茂地区） | 1,850㎡ | 〃 20年 |
| | | 18カ所 | 【小計】 65,527㎡ | |
| | そ の 他 | 夕べが池自然公園 | 6,161㎡ | 平成元年 |
| 北方円鏡寺公園 | | 7,100㎡ | 〃 2年 | |
| 百年河川公園（糸貫川） | | 900㎡ | 〃 5年 | |
| 天王川水と緑のふれあい公園 | | 9,200㎡ | 〃 11年 | |
| | | 4カ所 | 【小計】 23,361㎡ | |
| 児童遊園 | 10カ所 | 5,392㎡ | | |
| 合 計 | | 94,280㎡ | | |

資料：都市環境農政課（平成20年4月現在）

表：都市計画公園の整備状況

| 区 分 | 都市計画区域内人口 (千人) | 箇所数 | 面積 (ha) | 一人当たり面積 (㎡) |
|-------|-------------------|-----|----------|----------------|
| 岐 阜 県 | 1,880.3 | 596 | 1,082.43 | 5.8 |
| 北 方 町 | 18.2 | 18 | 6.55 | 3.6 |

資料：都市環境農政課（平成19年度）

基本目標 II 快適で安全なまちづくり

重点課題 1 快適な住環境の整備

施策 4 **上水道の整備**

現状と課題

上水道は、日常生活における重要なライフラインであり「安全な水道水を安定的に供給する」ことが求められています。本町の上水道事業は、昭和50年4月の給水開始から30年以上が経過し、平成20年度には、「北方町上水道事業第3次拡張計画」に沿った水源施設の改良工事が予定どおり完了しました。また、平成18年度には災害時に第1水源地にあり配水池の水が使用できるよう緊急給水設備の整備を行い、併せて緊急用給水袋も水源地に配備しました。

今後は、水源設備の更新や災害に備えた耐震管への更新、及び高屋西部地区の土地区画整理事業に伴う配水管工事を行うことが必要となってきます。また、工事断水区域の縮小や新鮮な水供給等のための水道管網の整備及び漏水対策を実施し、健全な財政運営と効率的な経営を行っていくことが求められています。



上水道タンク

施策の方向

- ▶安全でおいしい水を安定的に確保し供給するための施設等の更新計画と、大規模災害等の対策を講じた「水道ビジョン」を作成します。
- ▶加入台帳・配水管網等の管理を一元化し、迅速な修正や災害時に速やかな復旧対応ができるよう、これら管理資料の電算化を進めます。
- ▶安全でおいしい水を供給するため適正な水質管理を行うとともに、安定的に供給できるよう水道施設維持管理に努めます。また、定期的な漏水調査等を行い経費の抑制に努めます。
- ▶大規模災害に備え、耐震化できない着水池を撤去するとともに、災害時の水の確保のため耐震管への更新を進めます。また、高屋西部地区の土地区画整理事業の進捗状況と連動して耐震配水管布設工事を行います。

■施策評価指標・目標値

| 指標名 (単位) | 現状 (平成19年度) | 中間年度 (平成24年度) | 目標年度 (平成28年度) |
|-------------------------|----------------|------------------|------------------|
| 給水人口 (人) | 17,047 | 17,760 | 18,480 |
| 利用人口率 (%) | 93.0 | 94.0 | 94.8 |
| 年間給水量 (m ³) | 1,759,019 | 1,831,000 | 1,906,000 |

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-----------------------------|-------|
| 水道ビジョンの作成 | 上下水道課 |
| 加入台帳・配水管網等の電算化 | |
| 電気・機械設備の更新・第2水源地改修工事 | |
| 漏水調査等の実施 | |
| 着水池撤去工事 | |
| 耐震配水管更新工事 | |
| 高屋西部地区の土地区画整理事業に伴う耐震配水管布設工事 | |

表：上水道事業規模の推移

| 区分 | 平成元年度 | 平成8年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 給水人口（人） | 13,262 | 15,559 | 16,932 | 17,047 |
| 給水戸数（戸） | 4,056 | 5,065 | 6,318 | 6,427 |
| 利用人口率（%） | 85.5 | 91.0 | 92.8 | 93.0 |
| 年間給水量（m ³ ） | 1,150,290 | 1,540,951 | 1,745,957 | 1,759,019 |
| 1日平均給水量（m ³ ） | 3,151 | 4,222 | 4,783 | 4,806 |

資料：上下水道課

表：水道料金の推移

（消費税抜き）

| 区分 | 昭和50年4月1日～ 昭和51年3月31日 | 昭和51年4月1日～ 昭和52年3月31日 | 昭和52年4月1日～ 昭和55年4月30日 | 昭和55年5月1日～ |
|---------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 基本料金 （1か月） | 500円／10m ³ | 600円／12m ³ | 600円／12m ³ | 800円／12m ³ |
| 超過料金 | 20円／m ³ | 40円／m ³ | 50円／m ³ | 70円／m ³ |

資料：上下水道課

基本目標 II 快適で安全なまちづくり

重点課題 1 快適な住環境の整備

施策 5 下水道の整備

現状と課題

下水道は、日常生活から排出される汚水を処理することにより「快適な暮らし」や「自然環境の保全」等の役割を担っています。本町の下水道は、平成10年4月の供用開始から10年が経過し、平成19年度末現在の下水道整備率は99.9%、接続率は71.8%で近年は微増となっています。また、下水処理施設は最終沈殿池6池建設計画のうち第5池まで完成し稼動しています。

今後は、未整備の第6沈殿池の機械設備等の整備時期の検討を行い、「ふれあい水センター」内の汚水処理槽上部を住民が有効に利用できるよう施設整備を図るとともに、高屋西部地区の土地地区画整理事業に伴う下水管布設工事を行うことが必要となってきます。また、下水道接続率の向上及び不明水対策を実施し、健全な財政運営と効率的な経営を行っていくことが求められています。

施策の方向

- ▶ 未接続世帯に対し下水道利用の快適さや環境保全対策としての下水道事業の有効性・重要性等を理解してもらう広報活動を実施し、接続率の向上に努めます。
- ▶ 下水道整備率を100%にするため、未整備地域の整備計画を検討します。また、受益者台帳・下水管網等の管理を一元化し、迅速な修正や災害時に速やかな復旧対応ができるよう、これら管理資料の電算化を進めます。
- ▶ 第6沈殿池の電気・機械設備の整備時期の検討を行うとともに、既存の電気・機械設備の補修及び更新を適切に実施します。また、不明水調査等を行い下水処理費の抑制に努めます。
- ▶ 「ふれあい水センター」内の汚水処理槽の上部を多くの住民が有効に利用できるよう施設整備を図ります。また、高屋西部地区の土地地区画整理事業の進捗状況と連動して耐震対策を講じた下水道管の布設工事を行います。



ふれあい水センター

■施策評価指標・目標値

| 指標名 (単位) | 現状 (平成19年度) | 中間年度 (平成24年度) | 目標年度 (平成28年度) |
|--------------|----------------|------------------|------------------|
| 下水道整備率 (%) | 99.9 | 99.9 | 100.0 |
| 下水道接続率 (人口%) | 71.8 | 80.0 | 86.0 |
| 処理人口 (人) | 13,140 | 15,120 | 16,770 |

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|---------------------------|-------|
| 下水道接続啓発活動 | 上下水道課 |
| 受益者台帳・下水管網等の電算化 | |
| 電気・機械設備の更新・第6沈殿池整備事業 | |
| 不明水調査等の実施 | |
| ふれあい水センター内汚水処理槽上部利用施設整備事業 | |
| 高屋西部地区の土地区画整理事業に伴う下水管布設工事 | |

表：下水道事業計画概要

(平成20年3月31日現在)

| 区分 | | 全体計画 | 事業認可 |
|--------------------------|----|------------------------|--------|
| 処理区域面積 (ha) | | 404 | 404 |
| 処理人口 (人) | | 20,500 | 20,100 |
| 処理能力 (m ³ /日) | | 11,500 | 11,500 |
| 排除方式 | | 分流式 | |
| 処理方法 | | オキシデーションディッチ法 | |
| 計画水質 | 流入 | BOD 160mg/ℓ、SS 190mg/ℓ | |
| | 放流 | BOD 10mg/ℓ、SS 20mg/ℓ | |
| 放流先 | | 一級河川 天王川 | |
| 整備済面積 (ha) | | 386.9 | |
| 整備率 (%) | | 99.9 | |
| 敷設管渠 (m) | | 100,784 | |

資料：上下水道課

表：建設費及び財源の推移

(千円)

| 区 分 | | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 累 計 |
|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|------------|
| 建設費 | 管 渠 | 116,063 | 133,734 | 44,799 | 24,955 | 16,409 | 10,296,445 |
| | 処 理 場 | 0 | 0 | 15,225 | 0 | 0 | 5,176,485 |
| | 用 地 費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,330,952 |
| | 合 計 | 116,063 | 133,734 | 60,024 | 24,955 | 16,409 | 17,803,882 |
| 建設費の内訳 | 国 費 | 34,000 | 45,000 | 5,000 | 0 | 0 | 7,316,368 |
| | 県 費 | 7,202 | 1,270 | 0 | 0 | 0 | 231,943 |
| | 地 方 債 | 58,500 | 67,100 | 23,500 | 9,500 | 0 | 8,287,520 |
| | 町費及び負担金 | 16,361 | 20,634 | 31,524 | 15,495 | 16,409 | 1,968,051 |

資料：上下水道課

表：接続状況

| 区 分 | 処理区域内 | | 下水道整備済 | | | 行政区域内 接続率 (人口%) |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------------|-----------------------|
| | 世帯数 | 人口(人) | 世帯数 | 人口(人) | 接続率 (人口%) | |
| 平成15年度末 | 6,027 | 17,555 | 3,880 | 11,260 | 64.1 | 63.2 |
| 平成16年度末 | 6,094 | 17,685 | 4,072 | 11,810 | 66.8 | 66.2 |
| 平成17年度末 | 6,213 | 17,864 | 4,280 | 12,228 | 68.5 | 68.2 |
| 平成18年度末 | 6,416 | 18,234 | 4,536 | 12,766 | 70.0 | 70.0 |
| 平成19年度末 | 6,487 | 18,313 | 4,701 | 13,140 | 71.8 | 71.7 |

資料：上下水道課

表：維持管理費・収入及び地方債残高の推移

(千円)

| 区 分 | 維持管理費 | | 使用料収入 | 月の平均 使用料金 (世帯当) | 地方債の残高 |
|--------|--------|---------|---------|-----------------------|-----------|
| | 一般管理費 | 処理場管理費 | | | |
| 平成15年度 | 50,870 | 108,236 | 188,930 | 3,500円 | 7,360,016 |
| 平成16年度 | 45,824 | 116,715 | 208,031 | 3,545円 | 7,122,590 |
| 平成17年度 | 51,226 | 115,156 | 216,883 | 3,515円 | 6,837,412 |
| 平成18年度 | 51,500 | 119,414 | 226,957 | 3,410円 | 6,536,083 |
| 平成19年度 | 51,314 | 128,566 | 233,193 | 3,415円 | 6,208,627 |

資料：上下水道課

基本目標 II 快適で安全なまちづくり

重点課題 1 快適な住環境の整備

施策 6 火葬場・墓地の整備

現状と課題

本町には、火葬場がないため、岐阜市営の「岐阜市斎苑」、大垣市営の「鶴見斎場」、民営の「黙山火葬場」などの町外施設を利用しています。

墓地については、町営墓地として北方墓地、上起墓地を設け、貸し付けています。現在のところ貸付区画は余裕があり、新たに区画を整備することを迫られていないものの、今後は適正な維持管理と効率的な活用に努める必要があります。

施策の方向

- ▶ 火葬場については、現在委託している岐阜市や大垣市の施設などを継続して利用していくことができるよう良好な委託関係を保っていきます。
- ▶ 墓地については、更地にして返還された区画について再度整備を行い、効率的な活用を図ります。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|------------|---------|
| 北方墓地維持管理事業 | 都市環境農政課 |

表：火葬場の利用状況

(件)

| 区分 | 岐阜市営斎苑 | 黙山火葬場 | 大垣市営斎場 | 合計 |
|----------|--------|-------|--------|-----|
| 平成 15 年度 | 68 | 6 | 30 | 104 |
| 平成 16 年度 | 89 | 8 | 14 | 111 |
| 平成 17 年度 | 74 | 0 | 8 | 82 |
| 平成 18 年度 | 83 | 8 | 16 | 107 |
| 平成 19 年度 | 63 | 3 | 17 | 83 |

資料：都市環境農政課

表：既設墓地の状況

| 墓 地 名 | | 所在地 | 面 積 (㎡) |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 営 | 北方共同墓地 | 北方 1214 | 6,856 |
| | 上起墓地 | 柱本南 1 丁目 1 | 507 |
| そ の 他 | 円鏡寺墓地 | 北方 1334 | 393 |
| | 吉祥寺墓地 | 北方 1617 | 284 |
| | 妙建寺墓地 | 北方 1638 | 1,008 |
| | 西運寺墓地 | 北方 1553 の 2 | 178 |
| | 龍祥寺墓地 | 北方 1212 | 1,002 |
| | 猿尾先墓地 | 柱本南 1 丁目 38 | 426 |
| | 上起墓地 | 柱本南 1 丁目 1 | 705 |
| | 真長島墓地 | 柱本 681 | 119 |
| | 高屋清水墓地 | 高屋 1048 | 2,000 |
| | 高屋鳥居前墓地 | 高屋 54 | 1,434 |
| | 誓増院墓地 | 高屋 1145 | 323 |
| | 高屋墓地 | 高屋 52 の 10 | 152 |
| | 三味越墓地 | 加茂 311 の 1 | 873 |

資料：都市環境農政課（平成 19 年 4 月現在）

基本目標 II 快適で安全なまちづくり

重点課題 2 環境にやさしいまちづくりの推進

施策

1

ごみの減量化・再資源化の推進

現状と課題

本町は、土地区画整理事業による積極的なまちづくりを推進してきた結果、県営北方住宅及び民間開発による賃貸住宅の建設等により人口が増加しています。

併せて、人口移動率が高いことによるごみの排出量が年々増加しており、最終処分場が確保できない本町の地域性から、資源化・減量化が課題となっています。

生ごみについては、3市3郡の共同処理施設である「西濃環境整備組合」によって焼却処分をしています。また、搬入量は減少傾向にありますが、構成市町の中では人口一人当たりの排出量が依然として最も高くなっています。

生活様式の変化に伴いごみの細分化が進み、限りある資源の有効活用による循環型社会の構築が求められ、平成17年4月にごみの中間処理施設として「北方町リサイクルセンター」を稼働させ、ごみの排出抑制と再資源化に取り組んでいます。

今後も、一層のリサイクル等の推進を図るとともに、地域に密着した取組や、住民・事業者等への意識啓発、家庭ごみの減量化・資源化の推進を図りながら、ごみ処理に要するコスト軽減や効率的な処理体制への移行等、新たな取組に対する検討が求められています。

施策の方向

- ▶ 家庭用電気式生ごみ処理機購入補助制度等を継続し、ごみ減量化をより一層推進します。
- ▶ 無料生ごみシール制度から町指定のごみ袋制度に見直し、併せて一定の受益者負担の導入について検討します。
- ▶ 現行のごみ分別収集を再検討し、資源ごみのより効率的な回収体制の確立に努めます。
- ▶ リサイクルセンターについては、増加する資源ごみの処理体制の充実と効率的な施設運営を図るため、ストックヤードの拡充を検討します。併せて、より一層の利便性の向上を図るため、住民への開放時間を見直します。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|------------------|-------------|
| 電気式生ごみ処理機等の普及・促進 | 都市環境 農政課 |
| 町指定ごみ袋制への検討 | |
| リサイクルセンターの改修事業 | |

表：ごみ処理の状況（生ごみ）

| 区 分 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 清掃区域人口（人） | 17,732 | 17,806 | 17,834 | 17,883 | 18,249 |
| 年間収集量（ト） | 3,575.98 | 3,292.23 | 3,201.99 | 3,216.43 | 3,195.07 |
| 一日当たり排出量（ト） | 9.80 | 9.02 | 8.77 | 8.81 | 8.75 |
| 一人当たりの年間排出量（kg） | 201.67 | 184.89 | 179.54 | 179.86 | 175.08 |

資料：都市環境農政課（人口は住民登録人口）

表：リサイクルセンターの処理状況

| 区 分 | 搬入量（ト） | 備 考 |
|-------|--------|-----------------|
| 粗大ごみ | 294.22 | 小型家電、カーペット、ふとん他 |
| 資源ごみ | 647.57 | 空き缶、古紙類、ペットボトル他 |
| そ の 他 | 28.47 | 不燃ごみ、蛍光灯、乾電池 |
| 合 計 | 970.26 | |

資料：都市環境農政課（平成19年度）



リサイクルセンター



リサイクルセンター内ビオトープ

基本目標 II 快適で安全なまちづくり

重点課題 2 環境にやさしいまちづくりの推進

施策 2 環境美化運動の推進

現状と課題

明るく住みよい美しいまちづくりの実現は、住民すべての願いでもあります。そのためには、住民一人ひとりが普段からの心がけと行動が大変大切となります。

本町では、「北方町を清潔で美しいまちにする条例」「北方町あき地の環境保全に関する条例」を定め、住民へ環境美化への協力を求めるとともに、広報活動などを通じて啓発を行っています。

しかしながら、道路沿いの農地や河川堤防などに空き缶や生活ごみの不法投棄、飼い犬の散歩時におけるフン放置等によって環境が損なわれています。このように一部の心ない人のマナーやモラルが問われています。

今後は、環境美化に積極的に参加いただいている住民と一体となって、意識啓発の強化を図るとともに、住民との協働による環境美化活動の推進を図るなど、住みよい生活環境を確立していくことが望まれています。



施策の方向

- ▶ 不法投棄されている場所での「不法投棄禁止看板」の設置と、空き地の所有者への適正管理の啓発に努めます。
- ▶ ペットの飼育者については、環境だよりや狂犬病予防注射の接種時などを活用し、飼育モラルの啓発を行います。
- ▶ 毎年8月第1日曜日に実施している「町内一斉美化運動の日」を充実するとともに、自治会活動等における美化運動を積極的に支援します。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-----------------|-------------|
| 「町内一斉美化運動の日」の継続 | 都市環境 農政課 |
| 空き地の適正管理の啓発 | |
| ペット適正飼育の啓発 | |

基本目標 II 快適で安全なまちづくり

重点課題 2 環境にやさしいまちづくりの推進

施策 3 公害防止対策の推進

現状と課題

都市化の進行と産業経済の発展により、便利で物の豊かな社会が築かれています。その結果、モノの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済優先のライフスタイルが定着するとともに、地球温暖化などの世界的規模の環境問題が私たちにとっても大きな社会問題になっています。

本町においては、公害を 방지、快適な生活環境の保全を図るために、河川水質汚濁・地下水変動・振動・騒音等の環境汚染総合調査を毎年実施し、経年変化の経過を町公害対策審議会に諮っています。また、特定施設等の間で公害防止協定を締結し、公害防止に努めています。

近年は、公共下水道の普及に伴い河川水質の改善は進んでいると見られますが、今後も河川汚濁、大気汚染や騒音等の住民の日常生活に身近な公害に対する意識を高めるとともに、公害を未然に防止するためにも、経年調査の結果に基づく指導の強化に努める必要があります。

施策の方向

- ▶ 環境汚染総合調査を継続し、公害の防止と環境保全に努めます。
- ▶ 特定施設の騒音・振動・悪臭対策については、公害防止協定の遵守に努め、適正な指導を行います。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|---------------|---------|
| 環境汚染総合調査の継続実施 | 都市環境農政課 |

表：公害監視状況

| 調査事項 | 回数（回） | 調査場所数（箇所） |
|----------|-------|-----------|
| 河川水質汚濁調査 | 2 | 17 |
| 浄化槽放流水調査 | 1 | 6 |
| 悪臭調査 | 1 | 5 |
| 騒音振動調査 | 2 | 4 |
| 地下水調査 | 1 | 5 |

資料：都市環境農政課（平成19年度）

基本目標 II 快適で安全なまちづくり
重点課題 3 安全なまちづくりの推進

施 策 1 防災対策の推進

現状と課題

予測不可能な災害から住民の生命、財産を守ることは、地方自治体の使命です。本町でも、防災体制の整備や防災意識の高揚を図るなど、被害を最小限度にとどめるための地域住民の協力・連携による自主防災組織の体制を整え、災害に備えています。施設設備面においても、防災備蓄倉庫や耐震性防火水槽及び消火栓を整備する等、地域防災計画に基づきさまざまな整備を図ってきました。

しかしながら、防災対策についてはこれで十分という基準がなく、既存の消防防災設備については適宜見直しを行い、設置から相当年数を経過した設備に対する適切な管理に努めなければなりません。また、災害発生時の地域住民の避難施設となる公共施設の耐震化は概ね済んでいるものの、対策本部となる庁舎・公民館の耐震化が未整備であるため早期解決に迫られています。

災害発生時には、一時的に行政の機能が麻痺し、住民の主体的な行動が必要不可欠となるため、毎年実施している自主防災組織による防災訓練の充実を図ります。また、防災知識の普及、防災意識の高揚を図るための防災コミュニティ施設の建設について検討するなど、災害時の被害を最小限に抑えるような取組が求められます。



施策の方向

- ▶ 地域防災計画に基づいたさまざまな取組をすすめ、あらゆる災害から住民の生命、財産を守る防災体制の強化に努めます。
- ▶ 震災時の拠点となる庁舎・公民館施設の耐震化を行います。
- ▶ 防災意識の高揚を図るための防災コミュニティセンター建設について検討を行います。
- ▶ 震災時の使用不能状況を想定し、消防水利や防災機材等の充実強化を図ります。
- ▶ 自主防災組織の育成のため、日頃から住民、行政、医療機関等の連携を密にし、防災訓練の充実を図ります。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|------------------|-----|
| 庁舎・公民館耐震化及び改修事業 | 総務課 |
| 防災コミュニティセンター建設事業 | |
| 消防水利施設等整備事業 | |
| 自主防災組織育成事業 | |

| | |
|------|----------------|
| 基本目標 | II 快適で安全なまちづくり |
| 重点課題 | 3 安全なまちづくりの推進 |

施策 2 消防・救急体制の確立

現状と課題

本町の消防・救急体制は、本巢消防事務組合により対応し、非常備消防を町消防団で担っています。

平成20年4月現在、消防団の団員数は50人となっていますが、自営業者等の減少により消防団員の確保が困難となっており、現団員についても昼間は町外に勤めているため、非常時の体制確保が大変困難な状況にあります。また、消防団員の継続的任用が持続せず、若年団員の確保と消防技術の習得と育成が急務となっています。

また、現在消防団の保有する小型動力ポンプ積載車については、柱本地区の車両が平成2年、芝原地区の車両が平成6年登録と相当年数が経過しており、現場での初期対応能力の高い車両に更新し、初動体制の強化に努める必要があります。

施策の方向

- ▶ 常備消防及び救急については本巢消防事務組合により処理していますが、多様化する消防環境に順応するため、消防団員の任用については、男性のみでなく女性や、町内の事業所からも幅広く登用し、団員の確保と育成に努めます。
- ▶ さまざまな災害に対応した訓練を取り入れるほか、消防学校等を活用し団員の能力向上等に努め、総合的な防災組織としての消防団の強化を図ります。
- ▶ 車両更新にあたっては、ポンプを車両に積載したまま給水消火活動を行える全自動式積載車両等を検討し、初動体制の強化を図ります。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|------------|-----|
| 消防団員の確保・育成 | 総務課 |
| 消防車両更新事業 | |



表：消防団団員数

| 団員数（人） （実員数） | 人口千人当たり 団員数（人） | 分団数 （団） | 常備消防の 有無 |
|-----------------|-------------------|------------|-------------|
| 50 | 2.73 | 1 | 有 |

資料：総務課（平成20年4月1日現在）

表：火災発生状況

| 区 分 | 北方町 |
|-----------|-------|
| 出火件数（件） | 5 |
| 建 物 | 3 |
| そ の 他 | 2 |
| 焼損棟数（棟） | 3 |
| 死 亡 者（人） | 0 |
| 負 傷 者（人） | 3 |
| 損 害 額（千円） | 2,646 |

資料：本巣消防事務組合（平成19年1月～12月）

表：事故別救急出動状況

| 区 分 | 北方町 |
|---------|-----|
| 出動件数（件） | 598 |
| 火 災 | 2 |
| 自 然 災 害 | 0 |
| 水 難 | 0 |
| 交 通 事 故 | 80 |
| 労 働 災 害 | 7 |
| 運 動 競 技 | 8 |
| 一 般 負 傷 | 81 |
| 加 害 | 3 |
| 自 損 事 故 | 7 |
| 急 病 | 351 |
| そ の 他 | 59 |

資料：本巣消防事務組合（平成19年1月～12月）

基本目標 II 快適で安全なまちづくり
重点課題 3 安全なまちづくりの推進

施策 3 交通安全対策の推進

現状と課題

交通事故の発生件数は、微減傾向にあるものの、少子高齢化を迎え、特に高齢者など交通弱者に対する交通安全への取組に関心が高まっています。

本町には、公共交通機関が路線バスしかなく、住民の足として自家用自動車が広く普及しているため、乗車機会も多いことから、事故に結びつきやすくなっております。少しでも危険箇所を排除するためにも、見通しが悪い交差点の改良や、信号機などの規制標識設置についての要望活動などを推進しなければなりません。

また、県内の交通統計では、住民が町外において交通事故の加害者となる率が、ここ数年高い傾向となっており、早期に運転マナー向上のための交通安全施策に取り組まなければなりません。



施策の方向

- ▶ 警察や交通関係団体等との連携により、交通安全運動の実施や交通安全教育等を通じ交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図ります。
- ▶ 新たに道路網が整備されることによる道路環境、交通状況等の変化を把握し、危険箇所等への交通安全施設の整備を進めていきます。
- ▶ 交通指導員を配置し、児童・生徒の登下校時の交通安全指導を行い、若年時からの啓発に努めます。
- ▶ 車社会や高齢化社会に対応した、人と車が安全に通行できる交通環境の充実を図るため、高齢者や交通弱者に対する交通安全教育や、歩道の段差解消など道路整備を行います。

施策評価指標・目標値

| 指標名 (単位) | 現状 (平成19年度) | 中間年度 (平成24年度) | 目標年度 (平成28年度) |
|--------------------------|----------------|------------------|------------------|
| 交通事故発生件数 (件) (人傷事故件数) | 132 | 100 | 80 |

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|------------------|-----|
| 交通安全施設整備事業 | 総務課 |
| 交差点及び道路改良事業 | |
| 交通安全活動団体の活動支援事業 | |
| 交通安全運動や交通安全教育の実施 | |

表：交通事故発生件数

| 北方町 | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 発生件数（件） | 851 | 789 | 841 | 782 | 726 |
| 人 傷 | 128 | 127 | 151 | 137 | 132 |
| 物 損 | 723 | 662 | 690 | 645 | 594 |
| 死亡者（人） | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 負傷者（人） | 179 | 167 | 212 | 200 | 186 |

資料：北方警察署

基本目標 II 快適で安全なまちづくり

重点課題 3 安全なまちづくりの推進

施策 4 生活安全体制の整備

現状と課題

ここ数年、全国的に変質者や振り込め詐欺など多種多様な犯罪が増加しています。犯罪増加の背景には、地域コミュニティの希薄化などさまざまな要因が考えられますが、犯罪を未然に防止するためには、住民一人ひとりが犯罪の発生実態を知って、地域全体で犯罪の起こりにくい環境をつくる必要があります。特に高齢者などの弱者を狙った犯罪など、複雑多様化する犯罪に対応するため、北方警察署と連携し、さらなる防犯体制の確立を図ることが重要です。

また、住民の消費活動の多様化に伴い、トラブルが複雑化してきているため、本町では消費生活担当による相談窓口を設けて対応しています。多様化する消費者問題に対して、適切な助言・指導が行えるよう調査研究を重ね、迅速に問題解決できるよう窓口の体制強化が求められます。

施策の方向

- ▶ 新たな犯罪に対応するため、警察や学校、地域等との連携を強化し、最新の犯罪事情などの情報収集に努めるとともに防犯教育による住民意識の高揚を図り、日常的な防犯体制づくりに努めます。
- ▶ 防犯対策として、地域住民によるスクールガード等の防犯組織を活用してパトロールを行うほか、青色回転灯車両を活用した巡回を実施し、防犯体制強化に努めます。
- ▶ 防犯灯の整備により、暗く危険な箇所の改善に努め、地域防犯機能の維持・向上を図ります。
- ▶ 消費者問題に対する情報の提供を行い、住民への消費者教育に努めます。また、県民生活相談センターとの連携を深め、迅速に問題の解決が図られるよう組織体制づくりを行います。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-------------------|-----|
| スクールガード事業 | 総務課 |
| 防犯（青色回転灯）パトロール事業 | |
| 防犯灯設置事業 | |
| 消費者問題に対する情報収集及び提供 | |
| 県民生活相談センターとの連携強化 | |

表：犯罪発生状況

| 北 方 町 | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 犯罪件数（件） | 500 | 499 | 446 | 379 | 453 |
| 凶 犯 罪 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 |
| 粗 暴 犯 | 11 | 10 | 9 | 13 | 11 |
| 窃 盗 犯 | 384 | 394 | 359 | 287 | 332 |
| 知 能 犯 | 10 | 13 | 13 | 14 | 22 |
| 風 俗 犯 | 5 | 0 | 3 | 0 | 1 |
| その他の刑法犯 | 89 | 79 | 61 | 64 | 84 |

資料：岐阜県 岐阜の犯罪統計



第3章 活力ある生活を ささえるまちづくり

基本目標 III 活力ある生活をささえるまちづくり

重点課題 1 道路・交通網の整備

施策 1 利便性の高い道路網の整備

現状と課題

本町の幹線道路網は、東西に国道 157 号と県道岐阜・関ヶ原線、岐阜・巢南・大野線が、南北には、県道北方・多度線が環状網として町道に接続し構成されています。

町道の道路網としては、土地区画整理事業等により都市計画道路や生活道路が逐次整備されてきました。今後は急激な宅地造成が見込まれる加茂地区の幹線道路の整備が望まれており、未整備である運動場・加茂線等の都市計画道路の早急な道路整備の必要性が高まっています。

生活道路については、高齢者や障がいのある人に配慮した歩道整備、交通事故危険個所の改修、老朽化した側溝及び舗装の改良等が必要であり、住民が快適に生活するため、利便性の高い道路としての適切な維持管理が求められています。

また、旧市街地には幅員の狭い生活道路があり、防災面からも改良を望む声が高まっています。



サンブリッジ北方

施策の方向

- ▶ 加茂地域に関連する都市計画道路 2 路線の早期供用開始に努めます。
- ▶ 交通事故危険個所や老朽化が著しい道路施設については、計画的な改修工事を進めていきます。
- ▶ 歩道部分の段差解消等、高齢者や障がいのある人にやさしい歩行空間を確保するためのバリアフリー化を推進します。
- ▶ 幅員の狭い生活道路については、住民の要望や協力を得て適切な改良を進めます。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-------------------------------|-------------|
| 都市計画道路（運動場・加茂線、高屋・加茂線）の早期供用開始 | 都市環境 農政課 |
| 高屋西部地区の都市計画道路の計画変更 | |
| 老朽化が著しい道路施設の改修及びバリアフリー化 | |

表：都市計画道路の状況

| 事業名 | 名称 | 延長・幅員 | 完成年 | 備考 |
|-----------------------|----------|----------------|------------------------|---------------|
| 街 画 決 定 分 | 岐阜・穂積線 | L= 340m w=22m | 昭和 52 年 | 岐阜・巣南・大野線 |
| | 馬場・北方線 | L=2,190m w=16m | 昭和 52 年 | 北方・多度線 |
| | 高屋・芝原線 | L=4,100m w=12m | 昭和 60 年 | グリーン通り |
| | 地下前・測之上線 | L=1,300m w=12m | 昭和 60 年 | 青桐通り |
| | 猿五条・上起線 | L= 550m w=12m | 昭和 61 年 | |
| | 岐阜・北方線 | L=1,650m w=22m | 昭和 63 年 | 岐阜・関ヶ原線 |
| | 運動場・加茂線 | L=1,850m w=12m | (昭和 52 年 480m のみ完成) | |
| | 高屋・加茂線 | L=2,200m w=12m | (平成元年 1,410m のみ完成) | 100 年記念通り・桜通り |
| | 北杭本・清水線 | L= 800m w=12m | 未完成 | |

資料：都市環境農政課（平成 20 年 4 月現在）

表：主要道路

| 区分 | 主要道路 |
|-----|---|
| 東西線 | 国道 ・ 157号 (303号) |
| | 県道 ・ 主要地方道 岐阜・関ヶ原線 ・ 主要地方道 岐阜・巣南・大野線 |
| | 町道 ・ 町道1号線 ・ 都市計画道路 地下前・測之上線 (青桐通り) 猿五条・上起線 |
| 南北線 | 県道 ・ 主要地方道 北方・多度線 |
| | 町道 ・ 町道191号線 (中央通り) ・ 都市計画道路 高屋・加茂線 (100年記念通り・桜通り) 高屋・芝原線 (グリーン通り) |

資料：都市環境農政課（平成 19 年 4 月現在）

表：道路整備状況

| 区 分 | 路 線 名 | 道路延長 (km) | 舗装状況 | | 改良状況 | |
|-----|----------------------|--------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | | | 舗装延長 (km) | 舗装率 (%) | 改良延長 (km) | 改良率 (%) |
| 国 道 | 国道 157 号 (303 号) | 2.0 | 2.0 | 100.0 | 2.0 | 100.0 |
| 県 道 | 北方・多度線 (主要地方道) | 2.2 | 4.2 | 100.0 | 4.2 | 100.0 |
| | 岐阜・関ヶ原線 (主要地方道) | 1.7 | | | | |
| | 岐阜・巣南・大野線 (主要地方道) | 0.3 | | | | |
| 町 道 | 1 号他 416 路線 | 100.7 | 91.4 | * 90.8 | 96.2 | 95.5 |

*軽舗装は含まない。

資料：都市環境農政課

基本目標 III 活力ある生活をささえるまちづくり

重点課題 1 道路・交通網の整備

施策 2 公共交通機関の充実

現状と課題

本町の公共交通は、平成17年3月末で名鉄揖斐線が廃止され、バス交通が唯一の公共交通機関となっています。現在、バス路線の増設により、7路線が運行されているものの、行き先が分かりづらい、距離が長く目的地到着まで時間を要する、料金が高等、住民にとって利用しづらい状況となっています。住民の通勤、通学、買い物等の日常生活を支えるためにもバス路線の整備・充実、そして利用促進が最重要課題となっています。

今後は、住民の生命線としての交通手段を早急に確立するためバス事業者と協議を行い、事業推進においては幅広く意見を求め、将来を見据え、住民のニーズにあった公共交通の整備が求められます。

施策の方向

- ▶ 住民が分かりやすく、利用しやすいバス交通とするため、拠点となるバスターミナルを設置し、目的地方面へのバス路線の明確化を図ります。併せて、ルートの特約化を図るため、全路線のルート再編についてバス事業者に働きかけます。
- ▶ 現在、運行するバス路線のバス停において、住民が利用する際、便利な駐車場・駐輪場・待合所・ベンチ等を設置可能な範囲で進めます。
- ▶ 住民の公共交通に対する利用促進を図るため、住民・事業者・行政等で組織する公共交通活性化協議会を設置し、よりいっそう住民にとって良い足となるための協議の場とします。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-------------|-----|
| バスターミナル整備事業 | 総務課 |
| バス利用促進整備事業 | |



基本目標 III 活力ある生活をささえるまちづくり

重点課題 2 情報通信網の整備

施策

1

地域情報化の推進

現状と課題

国の情報化政策の推進により、本町は高速通信網整備率 100%の整備済み地区となっています。本町でも町内ネットワークの整備や電子自治体の推進など情報提供体制の充実・強化に取り組んでいます。しかしながら、情報化社会が進展し便利になった一方で、個人情報の漏えいなどが社会問題にもなっており、その対策が求められています。

今後は、住民への情報提供をさらに充実させ、身近なイベント情報や便利な行政情報を適時提供するとともに、利用するすべての人が積極的に安心して情報機器を活用できるよう I T (情報技術) の基礎知識を習得する機会を提供する必要があります。また、個人のプライバシーを保護し、住民の知る権利を保障するため、個人情報の適正な管理・保護を行っていく必要があります。

施策の方向

- ▶ 住民にとって便利で役立つ日常生活関連情報や地域イベント情報などを効果的に提供していくため、ホームページを有効に活用し、情報の迅速な更新に努めます。また、ホームページの音読ソフトを導入し、閲覧数の増加を図ります。
- ▶ I T に関する基礎知識や技能を修得する機会として I T 講習会を行い、その支援を行います。
- ▶ 住民が安心して情報を活用できるよう個人情報保護などのセキュリティ対策を行い、行政と住民の信頼関係の確立を図るため情報公開制度を適切に運用します。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|----------------------|-----|
| ホームページの充実 | 総務課 |
| I T 講習会事業 | |
| 個人情報保護及び情報公開制度の適切な運用 | |



第4章 まちの元気を 生み出すまちづくり

基本目標 IV まちの元気を生み出すまちづくり

重点課題 1 地域産業の振興

施策 1 農業の振興

現状と課題

本町の農業の現状は、土地区画整理事業による住環境の整備を推進してきたことにより宅地化が進み農住が混在し、従来からの農作業等が大変困難な状況となっています。また、第二次・第三次産業への就労機会が高くなったことによる、後継者不足と高齢化に伴い、JA出資の農業生産法人等への作業委託が毎年増加しています。

このような状況の中、農業振興地域においては土地改良事業による農地の集団化及び圃場条件の整備が進められ、水稲中心農業から転作作物である小麦栽培を取り入れた農業経営が進められています。

また、一部には担い手農家による経営規模を拡大することを目的とした利用権設定が進められ、効率的な農業経営に取り組まれています。

今後は、農業振興地域において、農業関係団体の代表者で組織された「水田農業推進協議会」が策定した「北方町水田農業ビジョン」の着実な推進を図るために、担い手農家や農業生産法人との共存が求められています。農作業の受委託による農地の集積や集団化等による作業効率の向上、収益性の向上を図ることで、稲作の生産構造を改善するとともに米穀の需給調整を見据えた「売れる米づくり」の生産体制の確立と、都市近郊の特徴を生かした特産物の開発が重要な課題となっています。

施策の方向

- ▶ 農業委員会と連携を図りながら水田農業推進協議会が中心となって、農業振興地域における担い手農家とJA出資の農業生産法人による土地利用集積と作業委託の受け入れ体制の確立を推進します。
- ▶ ぎふクリーン農業を推進し、安心・安全な特別栽培米等「売れる米づくり」を奨励します。
- ▶ 米の計画的な生産に有効な団地転作による小麦栽培を奨励します。
- ▶ 都市近郊の立地条件を生かして新たな園芸作物を奨励し、産地ブランドづくりを推進します。
- ▶ 市街地に点在する耕作放棄地を開放（体験）農園として、有効活用するよう推進します。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|--------------|-------------|
| 売れる米づくりの奨励 | 都市環境 農政課 |
| 担い手育成事業 | |
| 産地ブランドづくりの奨励 | |
| 開放（体験）農園の普及 | |

表：専業兼業別農家数の推移

| 区分 | 農家数（戸） | | | |
|-------|--------|----|-------|-------|
| | 総数 | 専業 | 第一種兼業 | 第二種兼業 |
| 昭和60年 | 283 | 20 | 21 | 242 |
| 平成2年 | 233 | 21 | 15 | 197 |
| 平成7年 | 226 | 23 | 9 | 194 |
| 平成12年 | 207 | 12 | 4 | 191 |
| 平成17年 | 191 | 15 | 13 | 163 |

資料：農林業センサス

表：経営耕地面積の推移

| 区分 | 総積 (ha) | 田 | | 畑 | | | |
|-------|------------|------------|------------|---------------|---------------|-----------|------------|
| | | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 普通畑面積 (ha) | 樹園地面積 (ha) | 計 (ha) | 構成比 (%) |
| 昭和60年 | 152 | 118 | 77.6 | 10 | 24 | 34 | 22.4 |
| 平成2年 | 121 | 92 | 76.0 | 8 | 21 | 29 | 24.0 |
| 平成7年 | 116 | 88 | 75.9 | 10 | 18 | 28 | 24.1 |
| 平成12年 | 102 | 69 | 67.6 | 7 | 26 | 33 | 32.4 |
| 平成17年 | 83 | 66 | 79.5 | 5 | 12 | 17 | 20.5 |

資料：農林業センサス

表：農産物生産の推移

| 区 分 | | 作 付 面 積 (ha) | | | 生 産 量 (t) | | |
|--------|------|--------------|---------|---------|-----------|---------|---------|
| | | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 |
| 耕 種 | 米 | 53 | 54 | 51 | 248 | 251 | 232 |
| | 麦 | 17 | 14 | 14 | 54 | 53 | 52 |
| | たまねぎ | 1 | 1 | 1 | 21 | 23 | 21 |
| | トマト | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 5 |
| | ナス | 2 | 1 | 1 | 58 | 41 | 36 |
| | 梨 | 3 | 3 | 3 | 56 | 68 | 55 |
| | 柿 | 21 | 21 | 21 | 184 | 238 | 215 |

資料：グリーンブック

基本目標 IV まちの元気を生み出すまちづくり

重点課題 1 地域産業の振興

施策 2 商工業の振興

現状と課題

本町の商店街は、町の中心地区に位置し、古くから地域商業の中心地として発展してきました。しかしながら、近年郊外型の大型商業施設の進出や商店街事業者の高齢化及び後継者不足等により、商店街は衰退傾向にあり、その活力が失われつつあります。今後、商店街の活性化を図るためには、買い物のしやすい環境を整え、住民が商店街に出かけてみたいと思える工夫・改善が求められています。また、個人消費が伸び悩む中、大規模小売店舗についても集客対策等を講じる必要があります。

工業については、生産額が年々減少し、また、町の産業全体に占める構成比も減少傾向となっています。

現在、商工業者の経営安定化を図るため、各種融資制度の充実に努めていますが、利用状況は極めて低いのが現状です。

今後は、各事業者の情報化の推進や企業間の技術交流など、事業の近代化に向けた取組を行いながら、現行融資制度を十分に活用し、経営基盤の強化を図っていく必要があります。

施策の方向

- ▶ 商業の活性化を図るため、商工会が実施する各種イベント事業の支援を行い、販売促進に結び付けます。
- ▶ 商業経営の安定化をめざし、商工会との連携を図りながら、経営技術の習得や各種調査・研究事業への支援を行います。
- ▶ 空き店舗の有効活用など住民の起業活動の支援に努めます。
- ▶ 中小企業融資制度の活用を推進し、資金調達を円滑に行えるよう支援します。
- ▶ 大規模小売店舗の顧客増につながるイベントの開催等、協力体制を協議検討します。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|----------------|-----|
| 商工会活動事業への支援 | 総務課 |
| 空き店舗の利用促進 | |
| 中小企業向け小口融資制度事業 | |

表：商店数年間販売額経年比較（卸売・小売）

| 区 分 | 卸 売 業 | | | |
|---------|-------------|-------------|-----------------|---------------------|
| | 事業所数 (店) | 従業者数 (人) | 年間商品販売額 (万円) | 1事業所当たり 販売額 (万円) |
| 平成 16 年 | 27 | 291 | 1,117,323 | 41,382 |
| 平成 19 年 | 25 | 180 | 512,028 | 20,481 |

| 区 分 | 小 売 業 | | | |
|---------|-------------|-------------|-----------------|---------------------|
| | 事業所数 (店) | 従業者数 (人) | 年間商品販売額 (万円) | 1事業所当たり 販売額 (万円) |
| 平成 16 年 | 217 | 1,547 | 2,712,441 | 12,500 |
| 平成 19 年 | 202 | 1,473 | 2,379,952 | 11,782 |

資料：商業統計調査

基本目標 IV まちの元気を生み出すまちづくり

重点課題 1 地域産業の振興

施策

3 観光の振興

現状と課題

本町は伝統にはぐくまれた歴史と文化の町であり、鎌倉時代の作とされる円鏡寺楼門など歴史的建造物をはじめとして、絵画、美術工芸品が多数保有されているほか、戦国武将安藤伊賀守や旗本戸田家にまつわる史跡、文化財等多くの観光資源があります。また、大井神社の祭礼である北方まつりには数多くの本御輿が繰り出し、勇壮な姿を見せるほか、円鏡寺の開祖である弘法大師の月命日にちなんで毎月21日に円鏡寺公園で開催される門前市は、賑わいを見せています。

しかしながら、町のシンボリック存在である円鏡寺をはじめ数多く存在する史跡の一つひとつが独立しており、集客数の増加につながっていないのが現状です。一方、新たな北方名物となりうるヨモギを使ったそば、もち、カステラ、大福などの北方名物等の開発への努力もみられます。

今後は、周辺地域との連携を図り、まち巡りを誘発するような観光ルートの開発や、集客力を高めるためのプランの作成に努めるなど、北方町の歴史と文化により多くの方に親しんでいただけるような取組が求められています。



円鏡寺楼門

施策の方向

- ▶ 周辺市町の類似観光施設との連携による広域的な観光ルートの開発により、集客数の増加を図ります。
- ▶ 観光協会や商工会が行う観光振興事業に対し協力・支援を行います。
- ▶ 新たな北方名物の開発支援を行います。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|----------------|-----|
| 広域も含めた観光ルートの整備 | 総務課 |
| 観光振興補助事業 | |
| 新北方名物開発支援事業 | |

表：北方町の主なまつり

| 区 分 | 開 催 時 期 | 開 催 会 場 |
|------------------|-----------------|-------------|
| 節分豆まき・星まつり | 2月3日 | 円鏡寺 北方町内一円 |
| かいこまつり | 3月 第2日曜日 | 円鏡寺公園 |
| 北方まつり | 5月2日～5月3日（2日間） | 大井神社 北方町内一円 |
| 北方町歩行者天国 | 8月10日 | 商店街 |
| お十七夜（夏まつり・盆踊り大会） | 8月17日 | 円鏡寺公園 |
| 未来タウン北方ふれあいまつり | 11月 第2土曜日・第2日曜日 | 円鏡寺公園周辺 |
| 円鏡寺公園門前市 | 毎月21日 | 円鏡寺公園 |

資料：総務課（平成19年）



**第5章 安心して健やかに暮らす
ことができるまちづくり**

基本目標 V 安心して健やかに暮らすことができるまちづくり
重点課題 1 福祉サービスの充実

施策 1 **地域福祉の展開**

現状と課題

少子高齢化や核家族化により、ひとり暮らし高齢者世帯の増加、地域における住民相互の連帯感の希薄化が進む今日においては、地域で福祉を総合的に支援していく体制の整備が求められています。

こうした中、高齢者や障がい者、生活困窮者などの社会的弱者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域と連携したきめ細かなサービスの充実と地域住民がパートナーシップ意識を高めることが必要とされています。

本町においては、これまでも社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動やボランティア活動の基盤整備と活動の支援を実施してきました。

今後は、地域活動や各種のボランティア活動の普及啓発に努めるなど、地域福祉活動の取組をさらに強化していくとともに、住民の主体的な参加による福祉活動を支援し、住民同士が相互に理解し助け合えるよう、住みよい地域福祉社会の構築をめざしていく必要があります。



施策の方向

- ▶ 多様化するニーズに応え、福祉サービスを適切に提供するため、地域住民と一体となった地域参加型・住民参加型の福祉活動を支援します。
- ▶ 社会福祉協議会、民生委員児童委員との協調を図りながら地域におけるボランティアコーディネーター等の人材育成を支援します。
- ▶ 生活困窮世帯が安定して生活を送れるように、社会福祉協議会、民生委員児童委員と連携を密にし、生活に必要な支援や自立支援を行います。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-------------------------------|-------|
| 社会福祉協議会への支援 | 福祉健康課 |
| ボランティア活動及びボランティアコーディネーターの育成支援 | |
| 福祉団体の育成支援 | |
| NPO 法人の育成支援 | |
| 福祉ネットワークづくり | |

基本目標 V 安心して健やかに暮らすことができるまちづくり

重点課題 1 福祉サービスの充実

施策 2 児童福祉の充実

現状と課題

出生率低下に伴う少子化の進行は、社会保障をはじめとして、わが国の社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、社会の活力を低下させるなど、極めて深刻な影響を与えるものと懸念されています。

平成15年度、「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、本町では、地域が一体となって子育て支援に取り組むため「北方町次世代育成支援対策行動計画」を策定しました。

これまでに、子育て支援助成金の支給をはじめ、特色ある保育サービスの提供、相談・交流活動の拠点となる「子育て支援センター」の充実、地域に密着した子育てサークルの育成等を推進してきたところです。しかし、ひとり親家庭の家事と仕事を両立させながらの子育てに対する不安は、大きなものがあります。

今後は、医療費助成事業等の各種制度や、就労、子育てに関する相談体制をいっそう充実させ、また、日常生活への総合的な支援を積極的に進めるなどして、子どもたちの個性と権利が尊重され、生き生きと子育てのできる家庭・地域の環境整備に努めることが課題といえます。

施策の方向

- ▶ 社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成するための取組を推進します。
- ▶ 通常保育、長時間・延長保育に加え、急病やその他の理由により一時的に児童を預かるなどの保育体制の充実に努めます。
- ▶ 子育て支援センターにおいて、子育ての相談・助言や保護者とのふれあいの機会の充実に努め、子育てに関する住民の自主的な交流、学習活動の活性化を促し、地域の中で子育てを助け合う事業の展開に努めます。
- ▶ 就学前の子どもに関する教育、保育ニーズの多様化に応えるため、保育園と幼稚園の制度を残したまま、保育と教育の一体的提供や施設整備について検討します。
- ▶ ひとり親家庭の自立支援においては、民生委員児童委員をはじめとして、各種福祉団体、地域との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。



子育て支援センター（北保育園）



主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|---------------|-------|
| 子育て支援助成金の支給 | 福祉健康課 |
| 早朝・長時間保育事業 | |
| 延長保育事業 | |
| 障がい児保育事業 | |
| 病後児保育事業 | |
| 児童ふれあい交流促進事業 | |
| 親子サークル支援事業 | |
| 移動児童館事業 | |
| 乳幼児医療費助成事業 | |
| 母子父子家庭医療費助成事業 | |

基本目標 V 安心して健やかに暮らすことができるまちづくり

重点課題 1 福祉サービスの充実

施策 3 高齢者福祉の充実

現状と課題

平成 20 年 4 月 1 日現在、本町の高齢化率は 16.9%で、全国平均や県平均を下回ってはいるものの、この 10 年間で 5.4 ポイント上昇し、目標年次の平成 28 年には 21.2%と 4.3 ポイントの増加を予測しています。介護サービスについては、「介護保険事業計画」に基づき、広域連合を構成する 1 町 2 市（北方町、瑞穂市、本巢市）と連携しながら、社会福祉協議会やその他民間の介護保険事業者による円滑なサービス提供を促進しています。また、要介護・要支援認定者数は年々伸びており、介護サービスの利用者数は増加しています。そのため、介護サービスの利用量の増加に伴う介護保険財政の負担増は制度の安定的維持を図るうえで懸念され、介護予防対策や重度化防止対策が課題となっています。

今後は、介護サービスの計画的な拡充と合わせて、介護予防サービス体制、介護予防マネジメント体制や生活支援体制の強化、高齢者を介護している家族の支援などを図る必要があります。

また、住み慣れた身近な地域で安心して暮らせるよう、地域における支え合いや見守りの促進、いつまでも自分らしく生きることに対する意識啓発を図る必要があります。

施策の方向

- ▶ 特定高齢者を把握し、要介護状態にならないよう介護予防対策を充実します。
- ▶ 老人福祉センター、いきいき支援センターを拠点とした学習活動や軽スポーツ、レクリエーション、ボランティア活動などへの積極的な参加を支援していきます。
- ▶ 高齢者を介護している家族の負担が減るよう支援し、地域包括支援センターを中心に福祉・介護・保険・医療などに関するさまざまな相談を受け付け、高齢者へのサービスの総合的で効果的な提供をめざします。
- ▶ 支援が必要な高齢者世帯等に対し、自立して在宅での生活を継続するための在宅福祉サービスを提供します。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|----------------------------|-------|
| 介護予防事業（特定高齢者把握・通所介護予防事業） | 福祉健康課 |
| 包括的支援事業（総合相談・権利擁護事業） | |
| 北方町デイサービスセンター円苑の運営 | |
| ヘルパー派遣事業（軽度生活援助・生活管理指導員派遣） | |
| 配食サービス・紙おむつの給付事業 | |
| 緊急通報体制等整備事業 | |
| 老人クラブ活動助成事業 | |

表：要介護認定者数の推移

| 区 分 | 40～64歳の人口（人） | | 65歳以上の人口（人） | | |
|-------|--------------|--------|-------------|--------|--------|
| | | うち認定者数 | | うち認定者数 | 認定率（%） |
| 平成15年 | 5,606 | 12 | 2,539 | 293 | 11.5 |
| 平成16年 | 5,711 | 11 | 2,618 | 309 | 11.8 |
| 平成17年 | 5,785 | 11 | 2,710 | 307 | 11.3 |
| 平成18年 | 5,748 | 15 | 2,854 | 349 | 12.2 |
| 平成19年 | 5,814 | 16 | 2,998 | 354 | 11.8 |

資料：もとす広域連合（各年10月1日現在）

表：ひとり暮らし老人率（県との比較）

| 区 分 | ひとり暮らし老人 （人） | 65歳以上人口 （人） | *ひとり暮らし老人率 （%） |
|-------|-----------------|----------------|-------------------|
| 岐 阜 県 | 44,731 | 442,124 | 10.1 |
| 北 方 町 | 337 | 2,675 | 12.6 |

*ひとり暮らし老人率＝ひとり暮らし老人／65歳以上人口×100

資料：国勢調査（平成17年）

表：老人クラブ加入状況（県との比較）

| 区 分 | クラブ数 | 会 員 数 （人） | 60歳以上人口 （人） | 加 入 率 （%） |
|-------|-------|--------------|----------------|--------------|
| 岐 阜 県 | 3,024 | 230,175 | 598,747 | 38.4 |
| 北 方 町 | 10 | 1,093 | 3,941 | 27.7 |

*加入率＝会員数／60歳以上人口×100

資料：岐阜県統計書 県高齢福祉課 人口：岐阜県年齢別人口推計（平成19年4月1日現在）

基本目標 V 安心して健やかに暮らすことができるまちづくり

重点課題 1 福祉サービスの充実

施策 4 障がい者福祉の充実

現状と課題

近年、全国的に障がいのある方々は増加傾向にあり、その高齢化が進んでいます。また、多くの障がい者やその家族は身体的、精神的な負担を抱えていることから、その負担を軽減していく必要があります。

本町では平成13年度に「障害者計画」を、平成18年度に「障害福祉計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に沿ってサービスを提供してきました。平成18年に「障害者自立支援法」が制定され、障がいのある人が身近な地域で自立した生活ができるようさまざまな施策を展開しています。しかしながら、地域で安心して暮らし、充実した社会生活を送るためには、経済的な支援や精神的援助が十分であるとは言えません。また、障がいのある人が、働くことやできることから地域社会へ貢献し社会参加に取り組んでいくことは、重要なことです。

今後は、地域で安心して暮らしていけるよう、生活を支援するための各種サービスの充実を図るとともに、障がいのある人自身の職業能力を高め、適性と能力に応じた多様な就労の場を確保するなど、働きやすい環境づくりに努める必要があります。

※ノーマライゼーション……障がいのある人もない人も、個人が尊重され、地域の中で同じように生活できる社会が普通であるとの考え方

※リハビリテーション……障がいのある人の社会的能力回復のための訓練にとどまらず、日常生活すべてにおいて、自立と社会参加をめざす考え方

施策の方向

- ▶ 経済的負担の軽減を図るため、補装具費、日常生活用具の給付等を行うとともに、在宅等における福祉サービスの提供について、家族の方や専門諸機関と話し合い、相談ができる体制づくりを進めます。
- ▶ 北方町地域活動支援センター「もちの木」において生産活動の機会の提供、社会との交流の促進をさらに図っていきます。また、通所者の就労支援、生活介護や相談事業に対応した施設整備も検討します。
- ▶ 岐阜圏域での「就労雇用支援ネットワーク会議」において障がいのある人の就労に向け、関係機関と連携強化を図ります。



地域活動支援センター「もちの木」

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|--------------------------|-------|
| 障害（児）者補装具・日常生活用具給付事業 | 福祉健康課 |
| 障害（児）者自立支援給付事業（障害福祉サービス） | |
| 地域生活支援事業 | |
| 地域活動支援センターの運営 | |
| 重度障害者医療費助成事業 | |
| 重度心身障害者福祉手当 | |

表：身体障害者手帳所持者数 (人)

| 障がい別 | 等級 | | | | | | 計 |
|-----------|-----|----|-----|-----|----|----|-----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| 視覚障害 | 22 | 11 | 3 | 1 | 4 | 5 | 46 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 0 | 20 | 5 | 14 | 0 | 23 | 62 |
| 音声・言語障害 | 8 | 0 | 13 | 8 | 0 | 0 | 29 |
| 肢体不自由 | 53 | 64 | 66 | 58 | 33 | 15 | 289 |
| 内部障害 | 71 | 1 | 52 | 31 | 0 | 0 | 155 |
| 計 | 154 | 96 | 139 | 112 | 37 | 43 | 581 |

資料：福祉健康課（平成20年4月1日現在）

表：療育手帳所持者数 (人)

| 障がいの程度 年齢区分 | A 1 (最重度) | A 2 (重度) | B 1 (中度) | B 2 (軽度) | 計 |
|----------------|-----------|----------|----------|----------|----|
| 18歳未満 | 10 | 6 | 14 | 11 | 41 |
| 18歳以上 | 13 | 11 | 15 | 13 | 52 |
| 計 | 23 | 17 | 29 | 24 | 93 |

資料：福祉健康課（平成20年4月1日現在）

基本目標 V 安心して健やかに暮らすことができるまちづくり
重点課題 2 保健・医療の充実

施策 1 保健・予防の推進

現状と課題

近年、医療技術の進歩や生活水準の向上により、わが国は世界の中でも有数の長寿国となりました。一方、食生活の偏りや運動不足による生活習慣病が増加しており、本町における死亡原因も心筋梗塞や脳梗塞等の生活習慣病によるものが約55%を占めています。また、がん検診の受診率をみると、岐阜県全体の平均受診率より低いことから受診勧奨に努める必要があります。

本町では、住民の健康づくりのため、保健センターを拠点として健康教室、健康相談等の保健指導のほか各種健康診査を実施しています。また、平成19年度には乳幼児期及び成人期の健康づくりを目的に「北方町健康増進計画」を策定するなどさまざまな取組を行っていますが、「自分の健康は自分で守る」という住民主体の健康づくりを積極的に奨励し、支援することが求められています。

今後は、若い世代から健康づくりに対する意識を高め、疾病の早期発見・早期治療により健康的な生活ができる環境づくりに努めるとともに、豊かな母性の育成や子どもを健やかに育てることができるよう育児や出産、子育てに関する情報提供や支援を充実させる必要があります。

施策の方向

- ▶がん検診の必要性に対する意識を高めるため、がんの特性（性別・年齢・生活背景等）について知識の普及を図る必要があります。また、がん検診の機会の周知徹底により受診率向上を図り、早期発見・早期治療につなげます。
- ▶30～50歳の若い世代からの生活習慣改善が必要です。この時期の受診率を高め、自身の健康に対する意識の向上、生活習慣病の早期発見、偏った生活習慣の早期改善に努めます。
- ▶母子保健事業は、多くの機会を通して、すべての乳幼児に対応することが可能であり、育児不安や養育力の不足した家庭を把握することができます。母親の孤立や児童虐待の防止を図るとともに、保護者が子どもへの理解を通して、安心して子育てができるように支援していきます。



■施策評価指標・目標値

| 指 標 名 (単位) | 現 状 (平成 19 年度) | 中間年度 (平成 24 年度) | 目標年度 (平成 28 年度) |
|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 乳児健診受診率 (%) | 98.9 | 99.0 | 99.0 |
| 1 歳 6 か月児健診受診率 (%) | 96.5 | 97.0 | 98.0 |
| 3 歳児健診受診率 (%) | 85.8 | 93.0 | 95.0 |
| 特定健診受診率 (%) | — | 65.0 | 80.0 |
| 各種がん検診 (%) | 胃 (5.2) | 15.0 | 20.0 |
| | 大 腸 (10.3) | | |
| | 子 宮 (10.2) | 18.0 | |
| | 乳がん (16.8) | | |

主な事業

| 事 業 名 | 担 当 課 |
|-------------------|-------|
| 健康診査・がん検診の周知徹底・勧奨 | 福祉健康課 |
| わかば健診の促進 | |
| 特定健診の促進 | |
| すこやか健診の促進 | |
| 健康相談事業の充実 | |
| 妊婦一般健康診査受診券の発行 | |
| パパママ学級の充実 | |
| こんにちは赤ちゃん訪問事業 | |

表：成人病（三大疾患）による死亡数（県との比較）

| 区 分 | 脳疾患 | | が ん | | 心疾患 | | 死亡総数（参考） | |
|-----|------------|---------------------|------------|---------------------|------------|---------------------|------------|---------------------|
| | 死亡数 (人) | 人口 10 万人 当たり (人) | 死亡数 (人) | 人口 10 万人 当たり (人) | 死亡数 (人) | 人口 10 万人 当たり (人) | 死亡数 (人) | 人口 10 万人 当たり (人) |
| 岐阜県 | 2,155 | 102.4 | 5,395 | 256.4 | 3,280 | 155.9 | 18,638 | 885.7 |
| 北方町 | 17 | 95.6 | 29 | 163.0 | 23 | 129.3 | 113 | 635.2 |

資料：岐阜地域公衆衛生 2007 / 岐阜県については厚生労働省ホームページ

表：健康診査・がん検診（県との比較）

| 区 分 | 一 般 | | | 胃 が ん | | | 子宮がん | | |
|-------|---------|----------|------------------|---------|----------|------------------|---------|----------|------------------|
| | 受診率 (%) | 受診者数 (人) | 対象者数 (40歳以上) (人) | 受診率 (%) | 受診者数 (人) | 対象者数 (40歳以上) (人) | 受診率 (%) | 受診者数 (人) | 対象者数 (40歳以上) (人) |
| 岐 阜 県 | 45.7 | 223,207 | 488,826 | 14.6 | 70,963 | 485,549 | 18.5 | 53,384 | 463,783 |
| 北 方 町 | 25.6 | 1,714 | 6,694 | 4.9 | 299 | 6,091 | 9.6 | 436 | 6,105 |

| 区 分 | 肺 が ん | | | 大腸がん | | | 乳 が ん | | |
|-------|---------|----------|------------------|---------|----------|------------------|---------|----------|------------------|
| | 受診率 (%) | 受診者数 (人) | 対象者数 (40歳以上) (人) | 受診率 (%) | 受診者数 (人) | 対象者数 (40歳以上) (人) | 受診率 (%) | 受診者数 (人) | 対象者数 (40歳以上) (人) |
| 岐 阜 県 | 28.4 | 114,661 | 403,878 | 20.0 | 100,352 | 502,186 | 20.4 | 39,889 | 329,352 |
| 北 方 町 | - | - | - | 8.5 | 533 | 6,282 | 11.4 | 277 | 3,602 |

資料：岐阜地域公衆衛生 2007/ 岐阜県については厚生労働省ホームページ

※子宮がん、乳がんの受診率については、2年に一度の受診のため、表内の対象者数とは異なります。

| | |
|------|--------------------------|
| 基本目標 | V 安心して健やかに暮らすことができるまちづくり |
| 重点課題 | 2 保健・医療の充実 |

施 策 2 地域医療の充実

現状と課題

現在、町内には一般診療所が21ヵ所、歯科診療所が13ヵ所と人口規模に比して恵まれた数の診療所が開業しています。

また、救急・夜間・重症・精密検査等は、岐阜市や大垣市の総合病院を利用しており、歯科についても瑞穂市の朝日大学歯学部附属病院を利用することができます。

今後は、救急医療体制をはじめとして身近に充実した医療環境があることは、安心して暮らしていく上では重要なことであり、引き続き必要な時に必要に応じた医療を受診できる医療体制を充実することが求められます。

施策の方向

- ▶ 初期診断・治療の段階における基本的な診療の重要性を周知し、かかりつけ医・かかりつけ歯科医等の普及を進めるとともに、入院医療や高度専門医療を含めた体系的なサービスを提供できるよう、近隣市町を含め広域的な病院の連携体制の充実を働きかけます。
- ▶ 救急医療情報センターによる情報提供や休日急患診療所によるサービスの充実を促すとともに、住民が利用しやすい救急医療体制づくりに努めます。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-----------------------------|-------|
| 第二次救急医療（岐阜市を中心とした医療圏域）体制の充実 | 福祉健康課 |
| 小児準夜帯診療（同上）体制の充実 | |
| もとす歯科医師会年末年始在宅当番医の充実 | |
| もとす広域連合休日急患診療所の充実 | |
| 朝日大学歯学部附属病院休日診療サービスの充実 | |

表：病院・診療所数（県との比較）

| 区 分 | 一般病院 | | 一般診療所 | | 歯科診療所 | | 医師数 (人) | 看護婦数 (准看を含) (人) |
|-------|--------------|------------------|---------------|------------------|---------------|------------------|------------|-----------------------|
| | 一般病院数 (所) | 人口10万人 当たり(所) | 一般診療所数 (所) | 人口10万人 当たり(所) | 歯科診療所数 (所) | 人口10万人 当たり(所) | | |
| 岐 阜 県 | 108 | 5.5 | 1,523 | 72.4 | 935 | 44.1 | 5,237 | 11,956 |
| 北 方 町 | - | - | 21 | 118.0 | 13 | 73.1 | 43 | 108 |

資料：岐阜地域公衆衛生 2007

表：北方町の医療機関

(所)

| 内科・小児科医院 | 外科医院 | 産婦人科医院 | 眼科医院 | 耳鼻咽喉科医院 | 歯科医院 | 休日診療所 |
|----------|------|--------|------|---------|------|-------|
| 12 | 3 | 3 | 2 | 1 | 13 | 1 |

資料：福祉健康課（平成 20 年 7 月 1 日現在）

| | |
|------|--------------------------|
| 基本目標 | V 安心して健やかに暮らすことができるまちづくり |
| 重点課題 | 3 社会保障の充実 |

施 策

1 国民健康保険事業の充実

現状と課題

わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の構築と質の高い保健医療水準により、世界最長の平均寿命を実現してきましたが、急速な高齢化による医療費の増大や経済の低成長化などに対応して、将来にわたり安定的で持続可能な社会保障制度の構築が求められています。

その中で本町の国民健康保険の被保険者数は、ほぼ横ばいで推移しているものの、医療費の総額は毎年増加傾向にあり、それに伴う保険税が高い水準になっていることが大きな課題となっています。本町では、医療費の適正化に向けたレセプト点検を行うとともに、収納率の向上を図るため、国保税滞納者に対する個別訪問、電話催告、口座振替の推奨を行い、国保財政の健全化に取り組んでいます。

また、被保険者の健康づくりのため、特定健診、特定保健指導を実施するとともに人間ドックの助成を行っています。

一人ひとりが日頃から健康に関心を持つことは重要であり、ひいては国民健康保険財政の健全な運営にも必要不可欠なことから、今後も継続して健康に関する意識の啓発や特定健診の受診勧奨等の保健サービスを充実させ、医療費の適正化を図っていく必要があります。

施策の方向

- ▶ かかりつけ医、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の奨励、重複受診の抑制など医療費の適正化について啓発していきます。
- ▶ 生活習慣病予防対策としてメタボリックシンドロームの該当者や予備群を早期発見し、生活習慣の改善を促すための特定健康診査を行うとともに、その結果に基づき特定保健指導を的確に行っていきます。
- ▶ 被保険者の利便性を図るため、ひとり1枚所持できるよう被保険者証のカード化を実施します。
- ▶ 国民健康保険税の収納率向上の取組として収納体制を充実し、滞納処分の強化を図ります。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|----------------------------|-------|
| 保健事業の充実（特定健診受診率の向上、特定保健指導） | 住民保険課 |
| 人間ドック助成事業 | |
| 被保険者証のカード化事業 | |
| 収納体制の強化 | |

表：医療費の状況（費用額）

| 区 分 | 医療費（円） | 指 数 |
|----------|---------------|-------|
| 平成 15 年度 | 2,177,635,783 | 100.0 |
| 平成 16 年度 | 2,142,355,562 | 98.4 |
| 平成 17 年度 | 2,263,514,979 | 103.9 |
| 平成 18 年度 | 2,271,153,852 | 104.3 |
| 平成 19 年度 | 2,357,135,711 | 108.2 |

資料：住民保険課

表：国民健康保険の加入状況

（世帯数、人口は各年度末・加入状況は年間平均）

| 区 分 | 世 帯 数 (戸) | 人 口 (人) | 加 入 状 況 | | 加 入 率 | |
|----------|--------------|------------|--------------|------------------|------------|----------------|
| | | | 世 帯 数 (戸) | 被 保 険 者 数 (人) | 世 帯 (%) | 被 保 険 者 (%) |
| 平成 15 年度 | 6,110 | 17,806 | 3,089 | 6,532 | 50.6 | 36.7 |
| 平成 16 年度 | 6,152 | 17,836 | 3,160 | 6,603 | 51.4 | 37.0 |
| 平成 17 年度 | 6,228 | 17,883 | 3,184 | 6,579 | 51.1 | 36.8 |
| 平成 18 年度 | 6,421 | 18,249 | 3,254 | 6,647 | 50.7 | 36.4 |
| 平成 19 年度 | 6,491 | 18,323 | 3,278 | 6,586 | 50.5 | 35.9 |

資料：住民保険課



第6章 心豊かな教育と 文化の薫るまちづくり

基本目標 VI ころろ豊かな教育と文化の薫るまちづくり

重点課題 1 学校教育の充実

施策 1 教育環境の整備

現状と課題

子どもを取り巻く環境は、社会環境の変化に伴い大きく変わってきました。次世代を担う子どもたちを健全かつ情緒豊かに育てるためには、楽しく学習ができる、安心して子育てができる、地域とのふれあいを楽しむことができる、などの魅力ある教育環境を創設する必要があります。

本町は「北方町教育総合5ヵ年計画」に基づいて、そうした環境づくりを進め、これまでに、生涯学習センターや北方中学校プール建設、学童保育や児童生徒・保護者への教育相談体制の充実等、環境整備に努めてきました。しかし、世の中は刻々と変化し、住民のニーズも多様化しており、行政が提供できる環境の整備には限りがあります。

したがって、これからはこれまでの取組を発展させ、子育て相談、就学相談、留守家庭児童対策、地域住民とのふれあい活動など、子育て家庭を支援する上で必要な取組を、住民と行政が一緒になって検討していく必要があります。



施策の方向

- ▶ 安心して養育するための子育て相談、適正な就学先を考える就学相談、さまざまな悩みの解決を図る教育相談等、各種相談体制の充実を図るとともに、児童生徒が心の葛藤を乗り越え自立していくための支援体制を充実します。また、安心して学習できる教育施設の更なる充実、地域ぐるみで子どもたちの安全を確保するための見守り体制の整備に努めます。
- ▶ 子どもたちの心身の健康増進を図る安全で安心な給食が提供できるよう、給食調理場の施設設備の整備・充実に努めます。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|------------------|-----|
| 町立幼稚園・保育園一体化推進事業 | 教育課 |
| 給食調理場施設設備改修事業 | |

表：町立の保育所・幼稚園の状況

(平成20年4月1日現在)

| 保育所数 | 園児数(人) | 保育士数(人) | 幼稚園数 | 園児数(人) | 教員数(人) |
|------|--------|---------|------|--------|--------|
| 4 | 368 | * 61 | 1 | 101 | 5 |

*パート職員を含む

資料：学校基本調査／福祉健康課

表：年齢別就園状況

| 区分 | 保育園(人) | | | | | 幼稚園(人) | | | | | | | 合計(人) | 住民基本台帳人員(人) |
|-----|--------|--------|--------|--------|-----|--------|-----------|----------|----------|----------|---------|-----|-------|-------------|
| | 町立中保育園 | 町立北保育園 | 町立東保育園 | 町立南保育園 | 計 | 町立幼稚園 | 私立こぼと西幼稚園 | 私立こじか幼稚園 | 私立むつみ幼稚園 | 私立くるみ幼稚園 | 私立北方幼稚園 | 計 | | |
| 0歳児 | 3 | - | - | 3 | 6 | - | - | - | - | - | - | - | 6 | 207 |
| 1歳児 | 11 | - | 4 | 11 | 26 | - | - | - | - | - | - | - | 26 | 194 |
| 2歳児 | 19 | - | 14 | 19 | 52 | - | - | - | - | - | - | - | 52 | 189 |
| 3歳児 | 27 | 8 | 15 | 40 | 90 | 35 | 4 | - | 4 | 8 | 37 | 88 | 178 | 181 |
| 4歳児 | 35 | 9 | 22 | 35 | 101 | 35 | 10 | 2 | 3 | 5 | 48 | 103 | 204 | 206 |
| 5歳児 | 31 | 11 | 21 | 30 | 93 | 31 | 6 | 1 | 0 | 10 | 24 | 72 | 165 | 175 |
| 計 | 126 | 28 | 76 | 138 | 368 | 101 | 20 | 3 | 7 | 23 | 109 | 263 | 631 | 1,152 |

資料：教育委員会・福祉健康課(平成20年4月1日現在)

表：児童数・生徒数の推移

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学生(人) | 1,228 | 1,240 | 1,255 | 1,270 | 1,305 |
| 中学生(人) | 574 | 562 | 581 | 591 | 592 |

資料：学校基本調査

表：小中学校職員、児童数、生徒数

(平成20年5月1日現在)

| 学校名 | 学級数 | 教員数(人) | 児童・生徒数(人) |
|--------|-------|--------|-----------|
| 北方小学校 | 18(2) | 25 | 517 |
| 北方西小学校 | 10(1) | 16 | 251 |
| 北方南小学校 | 19(2) | 25 | 537 |
| 北方中学校 | 18(2) | 33 | 592 |
| 合計 | 65(7) | 99 | 1,897 |

※学級数(特別支援教室内数)、教員数に校長は含めない。

資料：学校基本調査

基本目標 VI ころ豊かな教育と文化の薫るまちづくり

重点課題 1 学校教育の充実

施策 2 教育内容の充実

現状と課題

本町は早くから学校教育に力をいれ、今では「教育のまち・北方」として周辺市町にも知られています。平成18年度には、多くの方々に「北方に住んで、北方の教育を受けてみたい」と思っただけのよう、「北方町教育総合5ヵ年計画」を立ち上げました。5ヵ年計画では、①基礎学力の向上 ②豊かな心の醸成 ③ふるさとを大切にす態度 を柱にしており、個性豊かで、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成をめざしています。

学校教育の最大の使命は、すべての子どもたちに等しく人格形成の基礎を培うことにあります。したがって、これからの本町の教育は、これまでの取組の成果を生かし、また、改正された新教育基本法や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、乳幼児教育と小中学校教育との連携を強化し、意図的・計画的に進める必要があります。

一方、今日、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる教育が求められています。そのためには、学校・家庭・地域が協力し、それぞれが役割を分担して、まちぐるみで北方の将来を担う子どもを育てることが重要になっています。



施策の方向

- ▶「北方町教育総合5ヵ年計画」に沿った特色ある園・学校教育を積極的に支援します。また、幼稚園と保育園の連携強化を図りつつ、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校が円滑に接続する教育を推進します。
- ▶地域ぐるみで学校教育を支援する体制の充実に努めます。そのために、学校支援地域ボランティアを募るとともに、家庭の教育力の向上を図るためのガイドラインを作成します。
- ▶人間として「していいこと、してはいけないこと」の区別がしっかりとできる児童生徒を育てます。また、他人を思いやり進んで義務や責任を果たそうとする態度を育てます。
- ▶学校では各領域を通して、ふるさとの未来に夢を持つ生き方ができるように努めます。また、関係機関・団体との連携を密にして、児童生徒の「ふるさと地域貢献活動」の充実を図ります。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|---------------------------------|-----|
| 「第二次北方町教育総合5ヵ年計画」の策定と推進（平成23年～） | 教育課 |
| 幼（保）・小・中連携教育推進事業 | |
| 心の教育推進事業 | |
| ふるさと「夢」活動推進事業 | |
| 幼児、児童生徒適応支援事業 | |
| 地域教育力活用事業（安全指導員推進） | |
| 町ぐるみの道徳教育推進事業 | |

| | | |
|------|----|---------------------|
| 基本目標 | VI | こころ豊かな教育と文化の薫るまちづくり |
| 重点課題 | 2 | 生涯学習の推進 |

| | | |
|----|---|-----------|
| 施策 | 1 | 生涯学習体制の充実 |
|----|---|-----------|

現状と課題

これまでの「だれもがいつでもどこでも学ぶことができる」生涯学習（個人的生活の充実のための生涯学習）から、「学んだことを活かして地域の課題を進んで解決する」生涯学習（社会的生活の充実のための生涯学習）が、これからの時代の主流です。こうした流れの中で、本町では地域活動に取り組む人々が増えてきました。また、さまざまな専門的な技術を持った団塊の世代が大量に退職する時期でもあり、これらの人々の持つ経験や技術を生かして地域の課題に取り組み、豊かな生活を築くことも本町にとって大切な時代となっています。

「個人的生活の充実のための生涯学習」は、クラブサークル活動を中心に活発に行われています。その一方で、子育てや福祉、まちづくり、防犯等の身近な地域の課題解決をめざす「社会的生活の充実のための生涯学習」については、入り口に立った段階といえます。

今後は、主流となる生涯学習への理解を深め、身近な地域の課題解決に進んで取り組もうとする意識の掘り起こしが課題となります。「社会的生活の充実のための生涯学習」への取組は、住民一人ひとりが生きがいを持ち、潤いと活力のある暮らし、温かく安心して生活する豊かな地域社会の創出につながり、大切にしなければなりません。

施策の方向

- ▶ 趣味や教養を高めるための「個人的生活の充実のための生涯学習」に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。そのために、ニーズに合った多様な講座・学級などの開催に努めるとともに、指導的存在となる人材の発掘、養成に努めます。
- ▶ 身近な地域課題の解決をめざす「社会的生活の充実のための生涯学習」によって自己実現を図り、生きがいのある豊かな暮らしをめざします。そのために必要なボランティア体制の整備に努めます。
- ▶ 住民の自主的な地域づくり活動を支援します。また、その推進的存在となる指導者やコーディネーターを養成します。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|--------------------------------|-----|
| 「まなびすと」発行・「生涯学習センターホームページ」発信事業 | 教育課 |
| 町民自主講座・一般講座の充実 | |
| 学習ボランティア・ネットワーク整備事業 | |
| ボランティアコーディネーター養成派遣事業 | |

基本目標 VI 心豊かな教育と文化の薫るまちづくり

重点課題 2 生涯学習の推進

施策 2 スポーツ活動の支援

現状と課題

年間労働時間の短縮や学校週五日制の実施に伴う自由時間の増大は、精神的ゆとりを希求する人々のニーズと相まって、今では性別や年齢、障がいの有無に関わらず、スポーツを愛好する人口の増加につながっています。スポーツは健康の保持増進、精神的ストレスの解消、人間関係の回復などのメリットがあり、豊かな暮らしをつくるという点でその要求はますます高まるものと思われます。

現在、本町ではスポーツ少年団、社会体育団体、教育委員会が主催するスポーツ教室に多くの方々が参加され、活発に活動されています。また、自主的に運動している人々を含めると、本町のスポーツ人口比は高いといえます。

今後、ますます高齢化する社会を迎え、またスポーツ人口の増加への対応を考えたとき、これまでの活動を大切にしながら、だれもが、いつでも、年代に応じたスポーツに参加し、自分たちが主体者となって組織を運営し活動する仕組みを総合的に構築することが重要です。



施策の方向

- ▶平成19年度に立ち上げた研究組織を発展させ、本町にふさわしい「スポーツクラブ」の創設を進めます。また、そのためのスポーツ施設及びスポーツエリアの整備を検討します。
- ▶子どもたちの運動能力の向上を図るために、戸外で安心して遊べる環境整備を進めます。また、子どもと高齢者が同じ空間で目的に応じた体力の向上を図るための環境整備を進めます。
- ▶生活習慣病の予防や高齢者の健康増進を図り健康で生きがいのある生活を送るために、ウォーキング等のだれもが気軽に適度な運動のできる環境整備、ニーズに応じたスポーツ施設の整備に努めます。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-----------------------------|-----|
| 北方町スポーツエリアの整備の検討 | 教育課 |
| 町民ウォーキング促進事業及びウォーキングコース整備事業 | |
| 北方町型スポーツクラブ整備事業 | |

基本目標 VI 心豊かな教育と文化の薫るまちづくり

重点課題 2 生涯学習の推進

施策 3 青少年の健全育成

現状と課題

本町は、早くから都市基盤整備事業に積極的に取り組み、好環境の居住エリアが整い、今では、マンション、アパート等が多く建築され、急速に都市化が進みました。それに伴い核家族化や少子化が進み、家庭を取り巻く環境も大きく変化し、その結果、放任や過保護・過干渉、育児に対する不安、食育への無関心など、家庭の教育力の低下が懸念されます。また、あいさつが出来ない、見て見ぬふりをするなど地域の人間関係の希薄化も進み、子育てに悩みを持つ若い母親も多くなっています。

このような状況の中、行政機関や家庭、地域が連携協力し、学校でのいじめや不登校、引きこもりなどの問題をはじめ、全国的な課題である携帯電話やインターネットの乱用による事件に巻き込まれることがないように、その未然防止に努めることが重要な課題になっています。

本町では、青少年の健全育成のために、青少年育成町民会議をはじめ自治会、地区推進員、スクールガードリーダー、登下校安全指導員、見守りボランティア隊などにより環境浄化や健全育成の充実を図ってきました。今後も多様化する諸問題へ対応していくために、行政と地域の更なる連携を図っていく必要があります。

施策の方向

- ▶ 乳幼児期が家族の愛情に包まれて育つことの重要性にかんがみ、家庭の教育力の向上を図るとともに、地域社会の支援体制の環境整備を進めます。
- ▶ 青少年育成町民会議を中心に全町的な組織で健全育成事業、あいさつ運動を推進します。また、地域ふれあい集会活動を通して、青少年と大人の相互理解や地域の絆を強めます。
- ▶ P T Aや自治会などの各種団体と学校が連携して、子どもの健全育成を図るためのネットワークづくりを進めます。
- ▶ 放課後や休日に子どもたちが安心して過ごすことのできる場を創出するとともに、大人の目で子どもたちの安全を見届ける仕組みを整備します。



主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|---------------------------|------------|
| 幼児のための家庭教育学級拡充事業 | 総務課 教育課 |
| 小中学生のための家庭教育学級 | |
| 家庭教育指針「親の学び・子の学び」(仮称)作成事業 | |
| 放課後子どもプラン整備事業 | |
| 三世代ふれあい推進事業 | |
| 地域児童交流活動整備事業 | |
| 「一声・こえかけ運動」推進事業 | |

基本目標 VI 心豊かな教育と文化の薫るまちづくり

重点課題 3 地域文化の振興

施策 1 芸術・文化活動の振興

現状と課題

本町の芸術・文化活動の振興を担う施設は、「生涯学習センターきらり」「町公民館」「町立図書館」が整備されています。「生涯学習センターきらり」は開館3年を経過し、今や住民のさまざまな文化活動の発信拠点となっています。

文化団体には、音楽・舞踏・演劇・美術・文芸など、多くの団体が北方町文化協会を中心に活動しており、きらりホールについては質の高い芸術文化に触れる機会を数多く催し、住民の中に根付いてきています。

今後は、クラブサークルに所属されていない方々にも施設を多く利用していただくとともに、一人ひとりが参加してよかったと思えるよう、ニーズにあった催しを開催する施策が求められています。また、「広報きたがた」や「まなびすとの広場」などを用いて文化活動等の情報を発信し、活動の高まりや広がりを促していく必要があります。

施策の方向

- ▶ 質の高い文化や芸術に触れる機会を増やし、その振興を図ります。そのために、「鑑賞機会の充実」と「文化芸術活動への参加」を柱にして取り組みます。
- ▶ 情報の収集・整理を図ったり必要な情報を届けたりすることができるように、情報システムの充実を図ります。
- ▶ 住民の手作り文化芸術活動を大切に、地域文化芸術の更なる活性化を図ります。併せて、創作活動や文化芸術活動に取り組む住民への支援や発信の場の提供に取り組みます。
- ▶ 身の回りの小さな出来事であっても、その出来事によって心がいやされ、勇気や元気をもらい、明日の希望や生き甲斐につながった出来事を全国から募り、優れた作品を北方から発信します。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|----------------------------|-----|
| 「まなびすと」「生涯学習センターホームページ」の充実 | 教育課 |
| 「心の糧」公募事業 | |
| 手作り文化発表支援事業 | |
| きらりホール事業 | |
| 芸術文化出前体験サービス事業 | |
| 地域芸術家支援サービス事業 | |

基本目標 VI ころ豊かな教育と文化の薫るまちづくり

重点課題 3 地域文化の振興

施策 2 文化財の保存・活用

現状と課題

本町は、平安の昔、弘法大師空海が創建したと伝えられる高野山別格本山「円鏡寺」の門前町として発展してきました。したがって、文化遺産が多く残り文化財の宝庫でもあります。現在、国指定重要文化財は4点、県指定文化財17点、町指定文化財54点があり、円鏡寺にある「木造金剛力士像」は、その歴史的価値が高く評価されています。

こうした文化財を大切に保存・維持するために、文化財保護審議会や文化財保護協会と行政が一体となり、これまでに標識や案内板の設置、史跡等の補修など、さまざまな取組をしてきました。また、町立図書館の歴史展示資料室では「美濃派俳諧」「写真で見る北方町115年の歩み」などの特別展を催し、文化財への関心を高める取組もしてきました。特に、文化財保護協会発行の「文化財だより＝縮刷版」は、文化財の歴史的背景まで克明に調べ上げた貴重な資料となっています。しかし、文化財の傷みが目に付くようになり、その修復・保存のための対策が求められています。

文化財は我が町の先人が築いた歴史上の遺産であり、それを共有することは郷土愛をはぐくむ大きな要素でもあります。それだけに、今後は国・県・関係団体と連携を密にし、維持・管理・活用を図るための施策を検討する必要があります。

施策の方向

- ▶ 文化財の定期的な点検を行い、所有者と協力してその保護、修復、活用のための適切な維持・管理に努めます。
- ▶ 文化財保護協会と連携し、各種指定文化財を中心に公開展を催したり北方町の歴史・文化に触れる講座を設けたりして、住民の文化財への意識化と理解を図ります。
- ▶ 文化財保護協会と協力し、新規会員やジュニア会員等の募集を進めるなどして、ふるさとの宝である文化財を次の世代に伝えるための組織の充実を図ります。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|----------------|-----|
| 各種文化財保護事業 | 教育課 |
| 町文化財公開事業 | |
| 北方町文化協会支援事業 | |
| 北方町歴史発見・伝承推進事業 | |

基本目標 VI 心豊かな教育と文化の薫るまちづくり

重点課題 4 国際交流の推進

施策 1 国際交流の推進

現状と課題

交通手段や情報メディアの発達是世界を身近にし、経済、社会、文化のさまざまな面で世界レベルの交流が活発になってきました。その一方で、国を越えた環境問題や資源問題、食に関する問題などが発生し、今や国際交流・国際協調は不可欠なものとなっています。

本町においても、外国の方々が多く住むようになり、こうした傾向は今後さらに加速すると思われる。それだけに、外国の文化や習慣の違いを理解することや外国の方々と協調して生活することは、本町が発展する上での重要な要素のひとつといえます。

現在、学校教育では英語活動を、また、社会教育では英語や中国語会話教室を行っており、外国の方々との文化交流の機会が増えつつあります。こうした交流活動は、単に外国文化の理解にとどまらず、ふるさと北方の文化をより深く理解する機会でもあり、今後いっそう大切にしなければなりません。

施策の方向

- ▶ 児童生徒の国際性を養うために、学校教育を通して英語教育、英語活動の充実に努めます。そのために、英語圏ALTを活用するとともに、教職員の英語パワーアップ研修の充実に図ります。
- ▶ 住民の国際感覚を高めるために開催される外国語教室や各種行事への外国人講師の派遣を支援します。そのために、近隣に住む外国人や外国人留学生のボランティアを募り、ニーズにあった派遣ができるようにします。
- ▶ 世界にはばたく人材を育てるために、住民が異文化交流をする場の情報を提供します。また、海外青年協力隊や海外で活躍するNPO情報なども提供します。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|----------------------|-----|
| 英語教育、英語活動推進（5ヵ年計画）事業 | 教育課 |
| 外国人ボランティア講師の派遣 | |
| 外国語教室推進事業 | |
| 国際交流イベント事業 | |

表：外国人居住人数

(人)

| 国籍別 | 男女別 | | |
|-----------|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | 合計 |
| 中国 | 37 | 188 | 225 |
| 韓国・朝鮮 | 30 | 30 | 60 |
| フィリピン | 3 | 31 | 34 |
| ブラジル | 14 | 13 | 27 |
| オーストラリア | 2 | 3 | 5 |
| ベトナム | 5 | 1 | 6 |
| ペルー | 2 | 2 | 4 |
| スリランカ | 4 | 0 | 4 |
| カナダ | 1 | 0 | 1 |
| パキスタン | 2 | 0 | 2 |
| アメリカ | 0 | 2 | 2 |
| トルコ | 1 | 0 | 1 |
| ニュージーランド | 0 | 0 | 0 |
| フランス | 0 | 0 | 0 |
| イギリス | 1 | 0 | 1 |
| バングラディッシュ | 1 | 0 | 1 |
| ロシア | 1 | 2 | 3 |
| インド | 1 | 0 | 1 |
| イラン | 0 | 1 | 1 |
| ポーランド | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 105 | 274 | 379 |

資料：住民保険課（平成20年5月1日現在）

基本目標 VI ころ豊かな教育と文化の薫るまちづくり

重点課題 5 男女共同参画社会の形成

施策 1 人権教育・啓発の推進

現状と課題

21世紀は人権の世紀と言われています。人権尊重の精神は、人間と人間が対等に、しかも互いを思いやって暮らすことが基本です。したがって、住民一人ひとりが人権感覚を十分に身につけることが重要になります。そのためには、一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、人権尊重の精神について理解を深める必要があります。また、社会の変化に応じてインターネットや携帯電話による新たな人権侵害も起きています。したがって、社会や時代に即した人権問題について学び、人権感覚を磨くことが課題といえます。

本町は、今まで機会あるごとに研修の場を提供し、同和問題、子どもや老人問題、障がいのある人々の問題等について考え合ってきました。これからも住民の主体的な参加を促すとともに、学校や職場、家庭や地域のあらゆる場を通じて人権教育・啓発に努めなければなりません。

また、さまざまな人権問題に対する正しい理解や悩みをかかえる住民の相談に応じる仕組みを確立することも、今日的な課題となっています。



施策の方向

- ▶ 家庭は幼児・児童生徒の自尊感情や人権意識形成のための重要な場であることから、保護者に対する学習機会の充実、家族ぐるみで参加できるイベントを工夫し、家庭教育を支援します。
- ▶ 地域の実情を踏まえた人権課題を、親しみながら分かりやすく研修できるように工夫します。また、職場、学校、地域での自主的な人権学習を支援するため、講師の派遣や資料の提供を行います。
- ▶ 児童虐待やドメスティック・バイオレンス、高齢者や障がい者の介護問題、また、子どもの養育に関する悩み相談等について、安心して相談できる体制の充実を図ります。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|------------|-----|
| 学校人権同和推進事業 | 教育課 |
| 社会人同和研修事業 | |
| 人権何でも相談事業 | |

基本目標 VI ころ豊かな教育と文化の薫るまちづくり

重点課題 5 男女共同参画社会の形成

施 策 2 男女共同参画意識づくりの推進

現状と課題

男女共同参画とは、本当に豊かな社会を実現するために、男女が一人間として個人の生き方を相互に尊重し、さまざまな分野の活動に参加できるようにすることです。

本町は、核家族化、少子化の流れの中で、夫婦共働きのサラリーマン世帯が増加傾向にあり、子育て環境整備の要望、人間関係の希薄化に伴う地域行事への住民参加の減少や帰属意識の低下が進行しています。

これまで、男女共同参画の意義の啓発に努力し、また、女性の参画分野も拡大してきたことにより、住民の意識は、多少なりとも高まりは見られています。その一方で今なお男の領域、女の領域とする固定観念にとらわれているところも残っているようです。

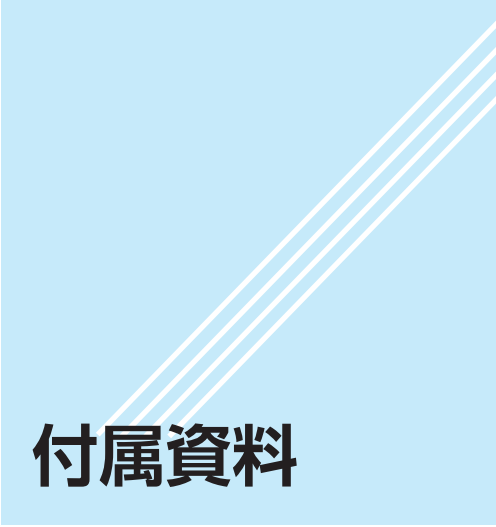
今後は、家庭、地域、職場において性別にとらわれることなく、個々それぞれの能力に見合った役割をそれぞれの分野において理解し分担するなど、共同参画社会実現のためにいっそう啓発等の活動に努めることが必要です。

施策の方向

- ▶ 男女が性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力をお互いに尊重し、家庭においては、家事、育児、介護等の分担、地域においては、参加・協力が抵抗なくできるよう認識を深めるため、各種イベントや研修会の開催、広報活動などの取組に努めます。

主な事業

| 事業名 | 担当課 |
|-----------------|-----|
| 男女共同参画意識啓発事業 | 総務課 |
| 男女共同参画社会づくり研修事業 | |
| 男女共同参画何でも相談事業 | |



北総第1600号
平成20年12月3日

北方町計画審議会会長 様

北方町長 室戸英夫

北方町第六次総合計画について（諮問）

このことについて、まちの将来像「活力に満ちた住民主役のまち 北方」を実現するための北方町第六次総合計画について、貴審議会の適切なるご意見を賜りたく、北方町計画審議会設置条例第2条の規定により諮問します。

平成20年12月15日

北方町長 室戸英夫様

北方町計画審議会

会長 八代勝秋

北方町第六次総合計画について（答申）

北方町計画審議会条例第2条の規定に基づき、平成20年12月3日付け北総第1600号で諮問のありました、みだしの計画案についての当審議会の意見は別紙のとおりです。

答 申

北方町第六次総合計画は前計画を全面的に見直し、まちづくりの基本姿勢を「住民参加で草の根民主主義のまち」「人と人、心と心のつながるまち」「次代を担う人を育てるまち」とし、その将来像を「活力に満ちた住民主役のまち 北方」としている。これは、地方行政をとりまく環境が大きく変化し、財政状況も年々厳しさを増す中で、住民の多様化するニーズに応えるためには、住民が主役となり、住民と行政が強い信頼関係の中で連携・協働していくことが必要不可欠であるためと考えられる。

当審議会では、以上の点を踏まえ本計画案を慎重に審議した結果、目標年次や現状と課題の把握、施策の方向等において原案を妥当なものとして認め答申する。

なお、計画の実施にあたっては十分に住民の理解と協力を得るとともに当審議会の下記の意見を尊重され、弾力的運用をもって所期の計画目標を達成されるよう要望する。

記

1. 基本構想について

本構想は、これまでの総合計画を全面的に見直しながされ、社会環境や住民意識の変化に対応した計画となっている。今後も構想の推進にあたっては、「住民参加の草の根民主主義」といった基本的な考え方のもと強い信念を持って対応されたい。

2. 基本計画について

●基本目標

(1) 住民と行政の協働について

厳しさを増す財政状況の中で、自主財源の確保等により将来にわたる健全な財政運営をめざすとともに、住民参加による住民と行政が協働する「活力に満ちた住民主役のまち 北方」の早期実現に向けて推進されたい。

(2) 快適で安全なまちづくりについて

人口増加に伴う住宅地需要に対応するために高屋西部地区における土地区画整理事業の早期着手等住環境づくりを推進されたい。また、ごみ処理に要するコストの軽減のために資源ごみの処理体制の効率化と、生ごみ処理への受益者負担の導入について検討されたい。

さらに、安全に暮らせるまちとして、災害から住民の生命、財産を守るための防災組織や防災関連施設等の強化に努められたい。

(3) 活力ある生活をささえるまちづくりについて

唯一の公共交通機関であるバス交通を住民が利用しやすいものとするために、拠点となるバスターミナルの早期設置と全路線のルートの再編について事業者への積極的な働きかけに努められたい。

また、都市計画道路（運動場・加茂線、高屋・加茂線）の早期貫通と高屋西部地区の都市計画道路の計画変更について積極的に努められたい。

(4) まちの元気を生み出すまちづくりについて

担い手育成のために、農業振興地域における土地利用集積と作業委託の受け入れ体制の確立に推進されたい。また、商業等の産業の育成と活性化のための支援に努められたい。

(5) 安心して健やかに暮らすことができるまちづくりについて

少子高齢化や核家族化により、福祉サービスへのニーズは多様化している。これに応えるために、個々の福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民と行政が一体となった地域参加型・住民参加型の福祉活動の支援を積極的に推進されたい。

(6) こころ豊かな教育と文化の薫るまちづくりについて

次代を担う子どもたちが健全に育つために、地域ぐるみで見守り、教育を支援する体制の整備に努められたい。

生涯学習については、学んだことを活かして地域課題の解決をめざす取組に努められたい。

さらに、伝統にはぐくまれた歴史や文化の町として、貴重な文化財を次の世代に伝えていくことに努められたい。

北方町計画審議会委員名簿

任期 自 平成20年12月1日
至 平成22年11月30日

| | 氏 名 | |
|-----|---------|--------------|
| 会 長 | 八 代 勝 秋 | 学識経験を有する者 |
| 副会長 | 鬼 頭 武 子 | 学識経験を有する者 |
| 委 員 | 田 中 五 郎 | 町議会の議員 |
| 委 員 | 鈴 木 浩 之 | 町議会の議員 |
| 委 員 | 神 谷 妙 子 | 町教育委員会の委員 |
| 委 員 | 八 代 貞 雄 | 町農業委員会の委員 |
| 委 員 | 山 崎 邦 久 | 町の団体の役員（自治会） |
| 委 員 | 梅 田 治 | 町の団体の役員（商工会） |
| 委 員 | 筑 間 小夜子 | 町の団体の役員（婦人会） |
| 委 員 | 安 藤 巽 | 学識経験を有する者 |
| 委 員 | 池 戸 常 男 | 学識経験を有する者 |
| 委 員 | 小宮山 眞 吉 | 学識経験を有する者 |
| 委 員 | 松 野 由 文 | 学識経験を有する者 |

北方町議会

任期 自 平成19年 9月26日
至 平成23年 9月25日

| | 氏 名 |
|-----|---------|
| 議 長 | 井 野 勝 已 |
| 副議長 | 戸 部 哲 哉 |
| 議 員 | 鈴 木 浩 之 |
| 議 員 | 安 藤 浩 孝 |
| 議 員 | 廣 瀬 和 良 |
| 議 員 | 中 村 広 一 |
| 議 員 | 福 井 裕 子 |
| 議 員 | 立 川 良 一 |
| 議 員 | 日 比 玲 子 |
| 議 員 | 田 中 五 郎 |

第六次総合計画

- H19. 6.12 住民意識調査業務を委託
- 8. 2 アンケート項目について検討
- 8.28 北方町総合計画策定委員会及び専門部会発足
- 10. 5 専門部会開催
住民意識調査のアンケート項目について検討
- 10.29 住民意識調査のアンケートを実施
地区割抽出、20歳以上男女2,000名
- 11.19 住民意識調査の調査票を回収 880名（回収率44.0%）
- H20. 4. 8 策定委員会開催
北方町総合計画づくりのためのアンケート調査結果報告書について
- 5.14 専門部会開催
各課策定個別計画について
- 6.30 専門部会開催
地域特性分析のための基礎資料の収集について
- 7.18 専門部会開催
岐阜県長期構想について（県職員との車座討論会）
- 8.14 専門部会開催
基本構想策定ワークショップについて
- 9. 8 専門部会開催
基本計画について
- 9.17 策定委員会・専門部会合同会議開催
基本計画について
- 10.28 策定委員会・専門部会合同会議開催
基本計画、基本構想について
- 10.31 策定委員会・専門部会合同会議開催
基本計画について
- 11.18 策定委員会・専門部会合同会議開催
基本計画について
- 11.21 策定委員会・専門部会合同会議開催
基本構想骨子案・基本計画について
- 11.27 策定委員会開催
前期実施計画について
- 12. 3 北方町計画審議会開催
第六次総合計画（案）について諮問
- 12. 5 町議会全員協議会開催
第六次総合計画（案）について
- 12.15 北方町計画審議会開催
第六次総合計画（案）について審議、答申書の検討及び答申書を町長に送付
- H21. 1. 5 策定委員会開催
基本構想、基本計画について
- 1.13 全員協議会開催
第六次総合計画（案）について
- 1.29 町議会（臨時議会）
第六次総合計画基本構想案を議決

